

議事日程第3号

令和7年6月12日（木）

第1 市政一般に対する質問

吉 田 洋 平

小 野 肇

古 仲 清 尚

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
10 番 進 藤 優 子	11 番 笹 川 圭 光	12 番 太 田 穰
13 番 三 浦 利 通	14 番 小 野 肇	15 番 田 井 博 之
16 番 小 松 穂 積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	原 田 徹
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	三 浦 洋 平
主 席 主 査	中 川 祐 司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	総 務 企 画 部 長	杉 本 一 也

市民福祉部長	畠山隆之	観光文化スポーツ部長	三浦大成
産業建設部長	鈴木健	企業局長	湊智志
企画政策課長	高桑淳	総務課長	平塚敦子
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
生活環境課長	岩谷一徳	観光課長	村井千鶴子
文化スポーツ課長	竹内弘和	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	天野秀一
会計管理者	佐藤静代	教育総務課長	湊留美子
こども未来課長	清水琢	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	佐藤一明	農委事務局長	濱野勇幸
企業局管理課長	目黒一人	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

日程第 1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

5 番吉田洋平議員の発言を許します。5 番吉田議員

【5 番 吉田洋平議員 登壇】

○5 番（吉田洋平議員） おはようございます。政和会所属の吉田洋平です。

まず初めに、菅原市長におかれましては、このたびの市長選において 3 期目の御当選、誠におめでとうございます。

引き続き、男鹿市のかじ取り役として重責を担われることに、改めて心から敬意を表しますとともに、これまで以上に地域の未来を見据えた力強い市政運営に期待しております。

また、日々、市政の最前線で激変する時代に対応し、尽力されております執行部並びに関係職員の皆様にも、心より感謝申し上げます。

そして、本日この議場に足を運んでくださった傍聴席の皆様に深く御礼申し上げます。市政への関心と地域への思いが、この男鹿市を支える大きな力であり、今後とも男鹿市発展のためにお力添えをいただければ幸いです。

本日は、市民の皆様の声を基に、市政のさらなる発展と市民福祉の向上を目指し、建設的な議論となるよう努めてまいりますので、前向きな御答弁をお願い申し上げます。

一般質問も二日目となり、重複した内容もあろうかと思いますが、通告に従いまして大きく 3 項目について質問いたします。

まず初めに、新たな県政との連携強化、市政運営方針についてお伺いします。

去る 4 月に行われた市長選挙において、菅原市長が 3 期目の重責を担うこととな

り、新たな市政運営がスタートしました。

人口減少や若者の県外流出といった喫緊の課題をはじめ、これまで2期8年にわたり積み重ねてこられた様々な取組が、いかに今後花開き実を結ぶのか、市民の大きな関心が寄せられているところであります。

また、同時期に行われた秋田県知事選挙では、16年ぶりの知事交代があり、鈴木新知事が誕生いたしました。

鈴木知事は、人口減少を諦めないという強いメッセージを掲げ、県民からの幅広い支持を受けての当選であります。

知事は政策推進に当たり、「マーケティング」の視点を取り入れ、より明確なターゲット設定と成果追求型の行政運営に取り組むとされており、県庁内の意識改革にも力を入れていく考えを示しております。

さきに開会しております秋田県議会の代表質問と一般質問においても、7人がマーケティングに言及し、注目度の高さがうかがえます。徐々に新知事のカラーが見え始め、マーケティング戦略室の設置、外部人材として自治体の政策アドバイザーを務める2名を招聘する意向が明らかとなりました。

また、県議会における代表質問において、市町村との関係づくりについての質疑があり、人口減少や住民の安全・安心への対応は、全ての市町村に共通する課題であり、県政発展のためには県と市町村が対等な立場で連携・協力して取り組んでいくことが欠かせないものと考えているといった発言があり、より一層の信頼関係の構築、共通する最重要課題である人口減少克服に向け、一丸となって取り組んでいく意思が感じられました。

このような県政の動きは、市政にとっても非常に重要であり、特に男鹿市においても人口減少や地域経済の活性化など、県が直面する課題と本質的に同じであり、今まで以上に県と市の連携を強化し、政策の質とスピードを高めていく必要があります。

また、マーケティングの考え方を行政に導入し、自治体として大いに成功し、全国的にも注目されているのが千葉県流山市の事例です。皆さん御存じと思いますが、流山市は2005年以降、急激な人口増加を実現した自治体であり、「母になるなら流山市」というキャッチコピーに象徴されるように、民間企業並のマーケティング戦略を行政に導入した先進事例として知られています。

具体的には、子育て世代をターゲットとした住宅施策、保育環境の整備、つくばエクスプレス沿線を生かした都心へのアクセスのPRなど、戦略的なブランディングを通じて都市の魅力を的確に発信しました。結果として流山市は、全国の自治体の中でも珍しい人口が増えている地方自治体として注目を集めています。

このような取組は、今後の男鹿市政にとっても大いに参考になるものであり、政策に明確なターゲットを設定し、戦略的に伝えるという手法は、秋田県が進めようとしているマーケティング型行政とも軌を一にしています。

昨日の蓬田議員の一般質問の際に当局からの答弁において、4,000社に上る情報・IT関係の事業者に対し、企業誘致に関するアンケートを実施し、返答があったのが数社であったとのことでした。この一つの取組についても、低い返信率やアプローチ方法、ターゲットの絞り込み不足といった課題がうかがえるのではないのでしょうか。これに対し、マーケティングの視点から詳細なターゲットの明確化、価値提案とメッセージの最適化、コミュニケーションチャンネルの多様化など、一つ一つの課題提起と解決に向けた具体的な考え方などを導き出すこともできると考えます。

マーケティングの考え方を柔軟に取り入れ、地域の魅力を発見、整理、発信していく姿勢がより重要であり、加えて人口動態やライフスタイルの変化を精緻に捉えることがより政策の実効性向上に直結するのではないのでしょうか。

この点については、菅原市長が日頃から職員に対し求めている「一人一人が経営者であり営業マンである。利他の精神で仕事に励んでほしい。」という理念にも重なり、また、鈴木知事の考える方針と志を同じくするものであると私は共感しております。

今後は、県と市が同じ目線で、同じ方向性で政策を構築し、互いの取組を補完し合う連携体制の強化が求められると考えます。いかに市の事業を効率的かつ効果的に実施していくのか、こうした背景を踏まえ、県と同様に市の行政運営の構造改革、意識改革の必要性に対する市長の見解について2点質問いたします。

1点目として、鈴木新知事の掲げるこれからの県政運営に対する市長の所感と今後の市政運営における県との連携強化に向けた考えについて。

知事の言う成果追求型の県政運営やマーケティング視点の導入は、単なるスローガンにとどまらず、これからの自治体運営において必須の考え方であると捉えており

ます。市長として、このような新県政の方向性を、どのように評価されているのか。また、これを好機と捉え、今後、市としてどのように県との連携を具体的に強化していくお考えなのかお聞かせください。

2点目として、県と同様に成果追求や政策の実効性、効果向上に向けた「マーケティング」の考えを取り入れた市政運営の必要性について。

県がマーケティングの考えを政策に取り入れるという点は、市町村にとっても非常に参考になる取組だと感じています。

男鹿市においても地域資源の強みやニーズを的確に把握し、それに基づいて施策を設計、発信していくことは、限られた財源を有効に活用し、政策の実効性を高める上で大変重要であると考えられます。これまでの市政運営においても、戦略的な観光施策や移住促進など、マーケティング的視点は一定程度活用されてきたと感じていますが、今後さらに市全体としてこの視点を強化、定着させていく必要があるのではないかと考えます。市長の御所見をお伺いいたします。

以上2点について質問いたします。

次に、大問の2として、地域経済の活性化策についてお伺いいたします。

この質問においては、地域経済の活性化と観光振興の両面から、地元事業者や市民生活の質の向上に向けた支援の在り方について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響、さらに近年の物価高騰は、男鹿市の地域経済に深刻な打撃を与えております。特に男鹿市が主要産業と位置づけてきた観光の分野においては、宿泊、体験、自然景観など多様な要素がありますが、その中でも飲食は観光体験の満足度に直結する極めて重要な要素です。

しかし、現状では市内の飲食店で閉店する事業者が相次いでおり、船越や船川といった市内でも比較的飲食店が集積している地域においても空き店舗が散見されます。

近年、様々な経営スタイルや複合的な事業実施により、正確な飲食店の数を市としても追いきれていないのが現状とのことですが、町を見る限り、飲食店の減少は明白であります。

相次ぐ飲食店の閉店は、観光客が市内を訪れた際の飲食の選択肢も減少させ、ひいてはその選択肢の少なさが観光地として魅力低下につながっていることが危惧されま

す。飲食店経営者の方々からは、現在の状況に対し、非常に厳しいとする声も多く聞かれており、行政に対し、地域の飲食店や小売店に対する消費喚起策の展開に期待する声が上がっております。

一方で、市民生活においても物価高騰の影響は大きく、買い控えや外食頻度の減少といった行動の変化が見られ、地域内の経済循環が弱まっている現状があります。このままでは市民生活の安心、幸せの確保や地域経済の持続的発展が困難になるのではないかと、強い懸念を抱いております。市民を幸せにしたいという市長の考えから、飲食店事業者並びに市民の消費活動の減退は、望ましい状況ではないと感じます。

また、市内では、ここ数年で新たな宿泊施設の開業が相次ぎ、観光振興の面で非常に明るい動きがある一方で、宿泊費の高騰や高級志向による高価格帯設定のため、料金がなくて利用はできない、地元でも縁遠い存在に感じるといった声も聞こえております。

宿泊業は、観光客向けの産業であるという側面は確かにありますが、私はそれと同時に、地元住民に愛され、支持される宿泊施設であることが、事業の安定性・継続性にとって極めて重要な条件であると考えております。地域の事業者を支えるのは、市民一人一人の消費行動であり、それを下支えするのが行政の重要な役割だと考えます。市民の暮らしを守り、地域経済を持続可能なものとするために、市として積極的な対応を期待し、支援の在り方について2点質問いたします。

1点目として、物価高騰等による地域経済の停滞、事業者が求める地元消費の拡大に向けた支援や給付の考えについて。

物価高騰等により影響を受けている小売業、飲食業などの市内事業者や市民に対し、地元消費を促すための行政支援、また、給付等の経済対策について、市としてどのような方針をお持ちかお聞かせください。

また、事業者の皆様からは、市民向けの割引施策や地元利用キャンペーンなどの声も上がっております。こうした現場の声を踏まえた柔軟な対応も、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、市の見解を伺います。

2点目として、地域住民の宿泊施設利用拡大の必要性と今後の事業展開の考えについて。

市内に新たに開業した宿泊施設について、市民の皆様からも高い関心が寄せられている一方で、料金面から利用が難しいとの声もあります。観光振興と同時に、地域住民の宿泊利用を促進することも、施設の経営安定、ひいては地域経済の循環につながると考えます。市民向けの宿泊支援制度やキャンペーンの実施、また、地域と一体となった観光推進の在り方について、市としての今後の展望を伺います。

以上2点について質問いたします。

最後に、大問の3として、金融リテラシーの向上について質問いたします。

金融リテラシーの向上、金融教育の目的は、お金や金融の様々な動きを理解して自身の暮らしや生き方、価値観を磨き、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できることとされております。

近年、投資詐欺や悪徳商法をはじめとする従来型の詐欺手口に加え、SNSや偽メール、偽サイトを通じたフィッシング詐欺など、詐欺の手口はますます多様化しており、被害は全世代に広がっています。特に若年層や高齢者を中心に、クレジットカードや電子マネー、さらには暗号資産、いわゆる仮想通貨といった新たな決済手段によるトラブルも発生しており、現金を使わないお金のやり取りが当たり前になりつつあります。こうした社会変化をうまく利用し、SNS等を活用した特殊詐欺被害は、男鹿市においても確認されており、手法も巧妙化していることから、被害に遭っても気づいていない場合もあるとさえ言われております。

詐欺師は金融に関する知識が不十分な人々を狙い、巧妙に仕掛けてきます。こうした中、自らの資産を守り、将来に備える力、すなわち金融リテラシーを高め、自己防衛する重要性は、これまで以上に高まっております。

また、教育現場においても、令和4年の成人年齢引下げに伴い、高校での金融経済教育が拡充され、小・中学校でもその重要性が増しており、金融教育が義務化されています。

例えば、小学校では、お小遣い帳を使って収支を管理する授業や、中学校では職業体験を通じて給与の仕組みを学ぶ実践的な取組が全国的にも進められております。近年では、SNSトラブルやネット詐欺などを扱う授業も増えており、子どもたちが実生活に即した金融判断力を身につける場が徐々に整ってきております。

男鹿市としても世の中の情勢を踏まえ、現代社会を生き抜く生活力とも言える金融

リテラシーの向上に向けた教育の拡充を図っていくべきではないでしょうか。

さらに国では、老後や年金等の将来への不安を和らげるべく、NISAやiDeCoといった資産形成制度を推進しております。

男鹿市は平均所得が全国や県内の他市町村と比較して低い現状にあり、所得が低いことは生活の質や将来の安心に直接影響し、家計管理や資産形成の難しさを増す一因となります。男鹿市民の所得を上げていくことが、もちろん最優先ではありますが、市民が限られた収入を有効に活用し、国が推進する資産形成制度等を有効利用するため、経済的に自立した生活を送るための基盤をつくることも、同時に市として取り組んでいくべきではないでしょうか。

金融に関する知識や判断力は、現代社会において必要不可欠な生活スキルの一つです。子どもたちが将来、自立して社会で生き抜くために、そして、大人たちが自身の生活や老後に不安を感じることなく過ごしていくためにも、市として金融リテラシーの向上に向けた意識の醸成と学びのきっかけづくりに積極的に関わっていただきたいと思います。こうした背景を踏まえ、金融リテラシー向上に向けた考えについて、2点質問いたします。

1点目として、市として市民の金融リテラシー向上に向けた施策の必要性について、どのように認識されているのか。また、今後どのような取組が考えられるのか、当局の御見解を伺います。

2点目として、小・中学校における金融教育の現状と今後どのような形で金融リテラシー教育を充実させていくお考えか、教育委員会の見解をお伺いします。

以上、大きく3項目について質問いたします。

答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

また、市政に関心を持って傍聴席においでの方には、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、吉田議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、新たな県政との連携強化と市政運営方針についてであります。

まず、鈴木県政の所感と連携強化についてであります。

鈴木新知事は、就任後最初の県議会の所信表明において、「寛容」と「挑戦」に満ちあふれ、偏りやしがらみのない「ニュートラルな秋田」を創り上げることを基本理念に据え、「日本一持続可能な県」を目指して、人口減少対策をはじめとする課題の克服と秋田の持続的発展に取り組むと述べております。

また、施策の推進に当たっては、従来の手法や考え方に捉われず、マーケティングの手法を取り入れながら、あくまで成果を出すことにこだわる「成果追及型」の政策展開を目指すことを強調しており、「秋田を変えてほしい」という県民の願いと期待に、しっかりと結果で応えようという強い覚悟が感じられました。

知事とは私が県議会議員当時、同じ会派の同僚議員でありましたし、就任後も既に何度かお会いしておりますが、観光振興に強い思いを持っておられ、観光が基幹産業である本市にとって心強い限りでありますし、台湾トップセールスに「一緒に行きましょう」と明るく声をかけてくるといった、気さくな一面もお持ちの方であります。

私はこれまで、本市の発展には、県との連携・協力が必要不可欠であるとの思いから、佐竹前知事をはじめとする県の方々と、胸襟を開いて話し合える緊密な関係を築いてまいりました。そうしたことが、今日の船川港の機能強化や洋上風力の訓練センターの開設、複数の宿泊施設の立地、さらにはパック御飯工場や陸上養殖事業といった成果につながったものと考えております。

急速に進む人口減少や少子化問題を筆頭に、賃金水準の向上や多様な働き口の確保など地域経済の活性化、さらには、安心できる医療・福祉・介護の整備、公共交通網の維持確保など、県・市が抱える課題は同じであります。

鈴木知事には、ぜひ、こうした多くの課題を抱える県政のかじ取り役としてリーダーシップを発揮され、秋田の未来を切り開いていただくことを強く期待しております。

私も県との信頼関係を一層深めながら、共に力を合わせて課題解決に取り組んでまいります。

次に、マーケティングの考えを取り入れた市政運営についてであります。

鈴木知事の下、県では人口減少対策をはじめとする様々な課題の解決に向け、施策の解像度と精度を高め、実効性の高い取組を実現するため、民間のマーケティング手

法を取り入れることとし、企画立案と円滑な実施に向けた体制整備を図り、庁内全体にマーケティング思考を浸透させていくとしております。

ターゲットを明確にし、情報発信やサービス提供を戦略的に行うマーケティングの考え方は、行政運営においても重要であり、本市においても市民ニーズの的確な把握と効果的な事業実施に努めるなど、こうした考えの下で業務を行ってきております。

知事の目指すマーケティングの具体が定まるのはこれからのようではありますが、就任後の県の動きとしては、マーケティング戦略室を設置し、二人の外部人材を招聘するほか、大手通信事業者とD X推進に関する連携協定を締結するなど、民間のノウハウや技術を積極的に取り入れ、こうした取組の中で、人工知能やビッグデータの活用にも力を入れるとしております。

今後、こういった分野で、こういったプロセスをもってマーケティング手法を導入し、成果を上げていくのか、市としてもその取組を注視し、勉強するとともに、成果を共有することで本市の施策事業の推進に反映してまいりたいと思います。

御質問の第2点は、地元の消費拡大に向けた事業者支援の在り方についてであります。

国内では、不安定な世界情勢や円安などに起因する原材料・エネルギー価格の高騰が長期化し、今後も物価上昇傾向は続くことが見込まれております。

市では、こうした状況を踏まえ、国の交付金を活用し、サービス業など地元事業者の経営基盤の強化を図るため、省エネや生産性向上に向けた取組に対して支援してきたところであります。

本支援事業は、令和5年度に続いて、さきの2月議会で再度予算化したところ、照明機器のLED化、冷凍冷蔵設備や空調機器の省エネ設備への更新、包装機械の新規導入等に活用され、大変好評で、引き続き意欲的な事業者を積極的にサポートするため、本定例会に追加の補正予算案を提案しております。

御案内のとおり、長引く物価高騰による買い控えや外食需要の低下に伴い、小売店や飲食店の経営が厳しくなっていることは理解しております。

かつて令和2年から始まったコロナ禍において、市民の消費喚起や事業者の売上げ向上を図るため、プレミアム付商品券を発行しましたが、当時は緊急事態宣言による急激な行動変容により、事業者が突然に事業継続の瀬戸際に立たされたことから、緊

急避難的に実施したものであります。

これまで三度の実施においては、飲食店向けの商品券を仕分けるなど様々工夫を重ねましたが、外食や飲食は一時的に消費が喚起されたものの、大半は需要の先食いや食料品・日用品等の購入に充てられ、継続的な消費増加には結びつかず、その後の反動減を考慮すれば、市全体の効果は必ずしも大きくなかったと総括しており、行政自らが消費喚起する、いわば官製需要の創出については慎重にならざるを得ないと考えております。

市としましては、物価高がこの後も続くことを見据え、一時しのぎの支援でなく、物価高を乗り越えられる経営体質の強化に主眼を置いた施策事業を展開してまいります。

また、宿泊施設にあっては、観光庁の補助事業や市の商工業振興促進条例に基づく奨励措置などを活用し、新たな宿泊施設や既存施設をリノベーションした宿泊施設が次々とオープンしておりますが、その一方、後継者不足やコロナ禍からの復活のさなかに物価高騰の影響を受けたことにより、閉鎖を余儀なくされた施設もあります。

こうした宿泊施設への支援については、移動が制限されたコロナ禍にあっては、緊急的な支援として臨時交付金を活用しながら宿泊を喚起したところであり、とりわけ宿泊助成やプレミアムパスポートは極めて効果的な施策であったと考えております。

また、コロナ後に顕著となった人手不足や長引く物価高騰に対しては、短期間・スポット的に人手を確保できるマッチングサイト等の活用や、スマートチェックインシステムの導入、付加価値の高いサービス提供に向けた施設改修への助成など、施設の魅力アップや生産性向上に向け、様々な観点から手だてを講じ、持続的な経営への支援を行ってまいりました。

本市観光の屋台骨である宿泊施設が、いまだ十分に復活していない中、宿泊需要の喚起は有効な取組ではありますが、これから始まる観光ハイシーズンでは、むしろ人手不足等による受入れの制限やサービス低下にもつながりかねないことから、需要喚起策は、宿泊者数が落ち込む時期を慎重に選んで実施する必要があります。

このため、宿泊喚起策については、インバウンドを含めた観光の入込状況、これまでに実施した高付加価値化の取組や県市補助による宿泊施設の改修など、宿泊施設の自主的な取組成果も踏まえ、国の経済対策を見極めながら総合的に判断してまいりま

す。

御質問の第3点は、金融リテラシーについてであります。

まず、市民の金融リテラシーの向上に向けた施策の必要性和今後の取組についてであります。

近年は、インターネットでの買物が日常的になっているほか、金融商品に係る情報収集や取引が容易になってきていることに加え、クレジットカードや電子マネーなど決済方法が多様化しております。

その一方、SNSでの情報を過信して誤った判断をするケース、悪質な暗号資産の取引や投資を持ちかける詐欺など、金融トラブルが後を絶たない状況となっております。

こうした社会経済情勢が変化する中で、一人一人がお金や経済に関する知識や判断力を養う「金融リテラシー」を高めていくことは、極めて重要なことと認識しております。

国は金融リテラシーの最低限の知識として、赤字解消や黒字確保といった適切な収支管理を習慣にする「家計管理」、人生設計を明確にする「生活設計」、金融商品等を選ぶスキルとなる「金融・経済知識や適切な金融商品の選択」、専門家から伝えられた知識や情報活用の必要性を理解する「外部の知見の適切な活用」の4分野を挙げております。

これらの知識や情報を身につけることによって、お金を使う場面で適切な判断が下せるほか、万が一、巧妙な手口の詐欺に直面した場合でも、うまい話はないと詐欺に気づきトラブル回避につながるものと考えております。

また、金融リテラシーを身につけるための金融経済教育については、社会人や高齢者を対象として、金融のプロである金融機関等において資産形成等に係る様々なセミナーが行われているほか、国においては、年齢層に応じた生活シチュエーションで習得すべき知識等を「金融リテラシー・マップ」として公表していることから、これらを活用していただきたいと考えておりますので、そうした情報の紹介・周知に努めてまいります。

小・中学校における金融教育の現状と今後の取組についての御質問は、教育長から答弁いたします。

私からは以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） おはようございます。

吉田議員の御質問にお答えします。

小・中学校における金融教育の現状と今後の取組についてであります。

まず、小・中学校における金融教育につきましては、学習指導要領に示された内容を基に、小学校では家庭科を中心として「買物の仕組みと消費者の役割」「物や金銭の大切さと計画的な使い方」について、売買契約の基礎に触れながら年間6時間ほどの授業で学習しております。

また、中学校では、社会科の公民的分野で「金融などの仕組みや働き」「個人や企業の経済活動における役割と責任」について、年間24時間ほどの授業で学習するとともに、家庭科では「計画的な金銭管理の必要性」について、クレジットの三者契約に関する内容も扱う形で、年間9時間ほどの授業で学習するなど、高校の金融経済教育につながる基礎的な学習を行っております。

今後の学校での金融教育につきましては、成年年齢の引下げやキャッシュレス化の進展、消費者被害の低年齢化などを受け、その重要性はさらに高まっていくと考えております。

このことから、家計管理や経済活動など、お金に関する包括的な知識を身につけることはもとより、デジタル通貨やインターネットを通じた契約、さらには資産形成に関わる内容など、現代的な変化にも対応できる力の土台を学校教育で培っていく必要があると捉えております。

限られたカリキュラムの中での金融教育になりますが、金融機関等と連携した実践的・体験的な学習活動なども含め、一層の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。5番吉田議員

○5番（吉田洋平議員） 御答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、1番のマーケティングの導入に関する部分について、当局においてもそう

いった視点を持ちながら施策を実行・実施しているということは承知しておりますが、今回こうしてテーマとして挙げさせていただいたのは、より具体的なマーケティングという手法を取り入れていくべきではないのかなという、そういう思いから今回テーマとして挙げさせていただきました。やはり餅は餅屋ということで、そういったマーケティングの専門家からすると、まだまだそういった部分の視点の取り入れ方は、行政において弱いのかなというところで、今後、人口も減ってくる中で、財源もどういった状況になってくるか分からないという中で、そうした視点をを用いて、より正確な施策といいますか、そういうものの実行が必要だと考えます。

そうした中で、答弁の中にも一部ありましたが、民間のノウハウを積極的に取り入れるという県の動きが今後見られるかなと思います。先ほど言いました餅は餅屋で、民間のノウハウというのは、やっぱり行政よりも進んだ視点を持っていると認識しておりますが、男鹿市でも、やはりそうした民間のノウハウ、これは3番の金融教育だったりにも共通する部分なんですけど、より民間を巻き込んだ上で先進的なそうした技術や知識を取り入れていくべきではないのかなと思いますが、そうした事業者との連携、取り入れていく方向性について、もう一度御答弁いただけたらなと思います。

2番の地域経済の消費の部分についてですが、あまり前向きな答弁ではなかったのかなというふうな印象を受けました。男鹿市が事業者の生産体制だったり設備強化、そういった部分の経営体系を強化するという考えは、もちろん分かりますが、現状でいくと物価高、コロナ禍、そうした影響がありつつも長い目で見ると、ずっと飲食店の経営に関しては減少しているのが現状です。そうした部分で、当局のほうでも観光というのは男鹿市の主要な産業の一つであると。そうした部分で、質問の中でも言いましたが、飲食というのは非常に重要な役割を果たしている分野だと思います。そうした部分の減少を、やはりどこかで一定程度落ち着かせる、また、経営者の方々が、今、お客様が来ないということで非常に経済が止まっているという印象をお持ちです。あと、あまり答弁の中で触れられませんでしたけど、市民の消費活動の減退の部分についても、たまには外で食事をしたくても現状の物価高騰だったりそうした部分の余裕がないということで出歩けないといった人の声もあります。そうした部分で、やはり地元の消費喚起という部分では、一定程度の役割といいますか、効果があると思いますが、そうした市民の幸せであつたり消費活動をもう少し活性化して、飲食店事

業者並びに利用する側、市民の方の幸せだったり、そうした非日常の部分で、もう少し生きがいを持てるような施策を行政でも打つべきと考えますが、事業者の経営体系の強化、省エネ、そうした部分もちろん大切ですが、やはりこうした消費が落ちているときに行政としても消費を喚起する策というのは、やっぱり必要ではないのかなと思います。そうした部分を踏まえて再度答弁いただけたらと思います。

特にこの部分に関しては、市長が常々、市民を幸せにしたいという部分で、市民の消費活動を我慢せざるを得ない状況を打開するためにも、こうした部分は一部やっぱり考えを改めて行っていく必要もあるのではないかと思います。御所見をお伺いします。

以上です。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

マーケティングの手法を取り入れるという部分で、民間のノウハウというふうなところでもありますけれども、我々もそこには非常に注目はしておりますが、ただ、行政でこのマーケティングを取り入れる場合、営利企業とは目的が異なるといいますか、営利企業の場合は、やっぱり利益の最大化というところが中心になろうかと思いますけれども、我々が実施する場合は公共の利益や市民福祉の向上というふうなところが目的となりますので、少し手法は異なるであろうというふうに思っております。

ただ、そうした中においても、ターゲットを明確にして、こういった手法で伝えるかというような、効率性というような部分で行政に取り入れる効果といいますか、意義は非常にあるんだろうというふうに思っております。

一方で、過度にマーケティングを重視した際に、声の大きい一部の層に有利な施策展開がなされてしまうというような懸念も指摘されていることも事実であろうというふうに思っております。また、マーケティングの場合は、短期的、あるいは人々の反応に左右されやすいといいますか、人気を追いやすい傾向にあるのかなというふうにも思っております。ですので、そうしたところのバランスをどう取っていくのかというところが重要になるだろうというふうに思っております。決してこのマーケティングという手法が、有効ではあろうけれども万能ではないと、まあまあこれこういった

ことでもそうであろうと思いますけれども、そういうふうに思っております。

議員の質問の中にもありました千葉県流山市、これマーケティングの戦略で成功している自治体としての代表格であろうというふうに思っておりますけれども、人口は確かに増えておりますけれども、そのマーケティングの手法も、まあ決して流山市のやり方を否定するわけではありませんが、立地条件といいますか、千葉県のあそこにあるということ自体、流山市にとっては人口増に有利な場所であるのかなというふうに思っております。

そういったことも含めて、また、この後、県の取組の成果も共有してもらいながら、本市の施策事業に有効な部分については大いに反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） では、私から物価高騰等の対策ということで、消費の喚起ですとか、そういった観点についてお答えいたします。

まず、先ほど御質問ありましたとおり、議員におかれましては、まず飲食店舗の減少、こういった傾向が確かにあるということでの問題意識だと思っております。

こちらでも市全体での具体的な数値、店舗数は承知しておりませんが、全体的に減少しているというところは同じく感覚として持っております。

ただ一方ですね、最近の船川港周辺での新しい宿泊施設のオープンですとか、それに伴っての需要の創出に伴いまして、飲食店舗がにわかに生まれている地域もあると。また、市でこれまで数年間取り組んでおります空き店舗の利活用の支援策も行っておりますけれども、そうした中でも船川港周辺のみならず、船越地域ですとか他地域においても飲食店舗が新たに開業しているという事例もございます。そうした、地域にとってはありがたい流れもあるという中での御質問だと受け止めております。

先ほど市長からも答弁ありましたとおり、消費の喚起ですとか需要の喚起策については、基本的な観点としましては、やはり一連のその物価高の対策として、より深刻に影響を受けているところに効果的に、かつ重点的に取り組んでいくというこの一貫した考えがございます。ただ、無論、コロナのときのように明日からもう事業の継続が危ぶまれるというような急激な社会情勢の急変、こういったところでは市が機動的

に主体的に需要の喚起に動くということは、これはこれからも変わりません。そういった考えの下で現在見ますと、もう既に長引いているこの物価高という情勢と、これからもまた続くであろうという見込みの中では、やはり経営体質を筋肉質なものに変えていくというこの取組は、やはり市が一番優先的に取り組んでいくべきものだと思います。

そうした観点を持ちまして、そこから消費の喚起、これも一策として我々も当然考えているわけですが、今こうした状況だということ所で一足飛びに市が主体的にまた消費の喚起の策をすべきかどうかというところは、やはり先ほど答弁ありましたとおり慎重にならざるを得ないというふうに考えております。まずは、例えば商店、事業者さん、そうしたところが主体的に例えば共通のクーポン券を発行するような取組を商店街で行うとか、あるいは事業者が提携してそういった取組をエリアを限ってやるとかですね、そうした取組もまたあるのではないかなと思いますし、現に最近でも船川港でそうした取組があったと承知しております。ですので、私たちとしては、そういった取組の後押し、あるいは機運醸成というところも関係団体、商工会等と連携して取り組んでいきたいと思っております。何より市長常々申し上げておりますけれども、商売の基本は市民を幸せにすることであるということ、そこは我々としても思っておりますけれども、事業者においても、やはりそうした顧客をつかんで、地域に愛されて、市民を幸せにできるような、そうした商業活動というのが、今も一生懸命頑張られていると思っておりますけれども、そこをまた太いものにしていくというのも行政の、我々の役割であると思っておりますので、引き続き商工会と連携したり、あるいは事業者さんの意見を聞いたりしながら、そうした機運の醸成も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、社会情勢の急変ですとか、そうした動きについては、引き続き注視していきまして、必要な策を機動的に打っていききたいと、そのように考えております。よろしくをお願いします。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 今、部長が答えたとおりですけども、私が一言しゃべらないと納得してもらえないと思いますから話させてもらいます。

いつも話すように、縦軸と横軸があるんです。縦軸というのは、人間として何百年も変わらない人間的な生き方だと、それが私は、なまはげの里フィロソフィだと思ってます。うそをつかない、前向きに頑張っていく、明るさ、優しさとかね、そのことが一番大事なんだと思います。

あと、大事なことは、今、議員が質問された横軸を、時代に合った、即効性を持ってどう対応していくかという具体的な行動ですけども、なかなか私そのことをうまく言えないですけども、今、部長がしゃべったとおりで、それにほかならないと思いますけども、最近私、企業市民という言葉覚えて、そのことを商工会、観光協会、建設業協会とか、その人たちが集まったときに言ってます。何を言ってるのかというと、行政課題は民間も一緒に解決していくんだと。民間でも解決できるんだということ言ってるんです。市民参加の行政、そのことはいつも言ってます。何とか市民に行政に関心を持って参加してもらいたい。そのことに企業が加わると、もっと大きな力を持って変えていけます。今の観光問題、それから人口減少問題、農業問題でもね、いろんなことが解決しやすくなっていくと思います。そのことは、やっぱり人を幸せにしたいと、自ら幸せになろうと、そういう思いでね、地域を変えていこうという思いが非常に大事なんだと思ってます。そういう大きな業界風土っていうかね、産業風土があって、いろんなことができると思ってます。今、男鹿のいい流れは、私が市長になった当時と違っていいのは、足を引っ張らなくなってきていると。やっぱり議員がおっしゃったように、飲食はたくさんないと人は集まってくれないです。その中で切磋琢磨しながら、安くていいものを提供していくと、その流れが今の男鹿に出てきているので、具体的にこうだとは言えないけども、そういう機運を非常に感じています。木下さんのホテルが入ってくれて、ますますその機運が高まっていくと。先日、ホテルかぜまちみなとのオープンにも行ってきましたけども、その雰囲気非常に肌で感じてます。具体的なこと、なかなか数字で言えないことはありますけども、私は肌感覚で非常にそういう雰囲気を感じてますので、何とか市民参加でやっていけると。

あと、議員がおっしゃったように、市民が喜んで生活していかないことには観光客は来てくれないわけですよ。自分たちの住んでいるところに誇りを持って、明るく住んでいるところでないとな観光客は来てくれない。だから、まず明るく挨拶をきちん

とやっていくとか、このことも非常に私は、縦軸だけじゃなくて横軸にとっても大事なことなので、何とかそのことも伸ばしていきたいと思ってます。

具体的な施策については、今、経済団体の人たち、商工観光、建設業、農業団体とかね、いろんな人たちと意見交換をしながら、新しい流れをまたつくっていききたいと思ってますから、議員の皆様のお力も借りながら活性化していきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。きちっとしたいいい答弁にならないですけども、まずその気持ちだけは十分持ってますから、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。5番吉田議員

○5番（吉田洋平議員） ありがとうございます。

まず、マーケティングについてなんですが、企業の利益を最大化するのがマーケティングだというような考えを持っていると。しかし、マーケティングというのは、それはあくまでも一端であって、もっと横断的に幅広く利用できる考え方だと私は思います。なので、そうした部分は、まだまだ未知であり、そうした専門的な知識がまだまだ我々不十分であるというところだと思います。なので、そうした部分、もっと行政に取り入れて、そうした声の大きいところに流されるような、そういった単発的な、短絡的なものではなくて、もっと中長期的に見た上で、市政運営をする上で非常に有効な手法だと思います。なので、そうした部分を、やはり行政としても、民間のそうした進んだ技術、そういうのを積極的に学ぶ機会を設けて取り入れていくべきだと思います。ぜひそこは、あまり前向きではなかったもので、ぜひそういった部分は民間のノウハウ等をしっかり積極的に取り入れていくことが、持続的な行政運営を推進する上で非常に有効だと考えますので、そうした部分の考えを改めて御答弁いただけるのであれば、ぜひいただきたいなと思います。

2番に関しては、非常に厳しいなといいますか、確かに事業者の経営体質を強化する、非常に真っ当なことであり、理解もできます。ただ、我々、例えば私のような30代の経営者、40代、50代でも、今では若手、まだまだ先が長い経営者であると思いますが、男鹿市のそうした飲食店の経営者、平均年齢だったり後継者がいない、そうした部分の方々に対して、今から経営を太くしてもっと集客しましょうよと言っても、新たな投資はなかなか厳しいと思います。ただでさえ今厳しいから、何とか地元消費を喚起してくれっていう声を上げている方に対して、経営を強化するために

こちらも支援しますよって、そういう新たな投資っていうのは、やはりそうした方々には厳しいのが現状だと思います。そうした中で、やはり消費の拡大、地元の人にもっとお金を使ってほしいというのは切実な声であって、再答弁でもあまりそこに触れられていないというか、市民の幸せといいますか、消費活動の部分で、やはり何か事業者主体の目線が強いのかなという印象を、やはり答弁でも受けました。なので、もっと市民の人が積極的に消費するような風土づくりといいますか、そうしたのは一時的な物価高だったりコロナ禍という緊急的な要因だけでなくして、現状男鹿市の継続的なこうした地域経済の衰退というのは見えているわけなので、そうした部分を、やはりどこかで歯止めをかけるためにも、一時的なそういった例えば消費喚起の策だけでなく、継続的なそうした部分の消費喚起をしていく動きも考えるべきではないのかなと思います。なので、もう少しそうした実際の経営者だったり、男鹿市の現状、どんどんどん後継者がいなくて、もう自分ができなくなったら後継者がいない、閉店するしかないという現状を見た上で、そうした事業者を何か前向きにさせる手法というのは、やはり行政としても必要ではないのかなと思いますが、もし再度御答弁がありましたらよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、マーケティングの考えですけども、決して消極的なわけではございません。議員もお分かりのようにですね、行政にマーケティングの視点を入れましょうと、入れなければいけないというのは、これは鈴木新知事が初めて言ったわけでもないですしね、市長が話していることも、よくよく前々から言われていることなわけですよ。もう20年も30年も前から言われている話です。ですから、マーケティング、その必要性なり重要性、その理念、これは何も異論はないわけです。で、大事なことは、それを政策、施策の実行に、どういう分野に、どういうプロセスでもって、それを組み入れて実践して、具体の成果をどうやって上げていくかだと思っんです。それまだ県のほうも、多分、鈴木新知事の頭の中には描いているんでしょうけども、我々としてはまだそこまで理解が進んでいないので、ぜひそこに大いに期待してます、それは。我々もふだんからマーケティングの考え、住民どう思っているんだと、果たしてこれが、予算をつけて事業をやったけども、響いているのか

ということは、常々懐疑的に見ながら進めていますけども、しっかりとそれが、こういうものだということを自分のものとして確立されているものはありませんので、ぜひそれは大いに期待したいと、そういう意味で極めて前向きな形で市長から答弁してもらったというふうに思ってますけどもね。

ただ、一つ気をつけなきゃいけないのはですね、多分部長が言ったのは、民間、民間とは言うけれども、やっぱり考え方を入れるのが大事と。要するに、お願いするといえますか、依頼するその当事者の我々が県であれ市であれ、そっちがしっかりしていないことには民間のノウハウを入れるといっても、その民間の方々のノウハウもしっかり入れられないし、場合によっては無駄な予算の執行に終わってしまうという可能性も、これ今までの経緯を見れば、県もそうですし、市も往々にしてあるわけですね。古くは、前の市長の時代にあったＣＣＲＣ構想もそうですし、あれも民間ノウハウですからね。それから、最近でも、三浦議員からも厳しい御指摘をいただきましたけども、前回の人口減少問題に関する戦略ですね、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、要するに民間のコンサルに丸投げしているだろうと、それじゃあ駄目だろうというふうな話も言われてますので。それから、先ほど議員からも鋭い御指摘いただきました市が昨年行ったリモートワーク、サテライトオフィスに向けた３，０００件のあのアンケート、あれも民間の方々に委託してやってもらった事業スキームなんですよね。ですから、民間ノウハウの全部がよいわけでもないし、ましてや悪いわけでもない。要すれば、お願いするこちらの考え方をしっかりした上で、しっかりと民間のよさを生かすような形での制度設計をやっていくということが大事だと思ってますし、改めて申し上げますけども、県のほうのそういった取組、非常にこれはもう肝煎り、鳴り物入りでこれからやるわけですので、必ずや成果が出ることを我々も期待しておりますし、そのノウハウを本当につぶさに見て、しっかりと市のほうでも取り入れていきたいというふうな思いでございます。

それから、二つ目の飲食事業者等々への市独自の支援というふうな話でございます。

これは国から、交付金の活用の際にも幾度かお話してございますけども、まず我々が考えなきゃいけないのは、やっぱりこの物価上昇、高騰が、今いつと時の話ではないんだということをやっぱり分からなきゃいけないと思うんですね。これからも多分

この形は続くだろうと、物価上昇傾向って、これ間違いなく続くだろうと。ですから、本来であればそれが市民の給与所得なりにね、そういったものでもって、しっかりとその物価上昇分をカバーできるような形になるのが一番望ましいと。ただ、今そうっていないがゆえに様々な分野で弊害が起きてきているというふうに思っています。

で、これから、この物価高、高止まり、もしくはさらなる上昇ということが考えられる中で、果たして一時しのぎと、まあ悪い言葉で言えば一時しのぎの形で、こういった形の取組というのは、果たしてどうなのかと。多分、議員も一方では、果たしてこういうやり方がいいのかなというふうに、懐疑的に見ている部分も私はあるんでないかと推察いたしますけども、いずれ持続的な消費の継続、経営への効果ということは、これはやはりちょっと期待できないんでないかなと思っています。

市民の幸せにつきましても、当然それはプレミアム商品券等があれば、もしくは現金の給付があれば、それは助かることは助かるでしょうけども、先ほど議員がおっしゃったね、市民の方々が積極的に消費行動をしようという、その風土づくりにもですね、私はつながらないんでないかなと思っています。ただ、一方で、やはり例えば宿泊施設であれば、新しい宿泊施設の再発見、もしくは既存の宿泊施設であつても冬期間、いやいやせつかく1年間終わったんだったら、特に農家の方々ね、1年間難儀したんだったら、冬の間1回湯治のような形で宿泊施設に行ったらどうだということを体験してもらって、その後の継続に結びつけるという点では、それは私は一考に値するというふうに思っていますので、答弁もそういった感じで、今々すぐにそういった消費施策をやっても人手不足で大変ですし、サービスの低下につながりますので、やはりその時期を見て、しっかりとやるとすれば対応してまいりたいと、そういった意味での市民の方への市民割引といいますか、市民の特待といいますか、そういった点は、それこそ市民の幸せに向けて、その後の持続的な消費需要にもつながる可能性は十分にありますので、そういった点については考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（小松穂積） 5番吉田洋平議員の質問を終結いたします。

○5番（吉田洋平議員） ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 次に、14番小野肇議員の発言を許します。14番小野議員

【 1 4 番 小野肇議員 登壇】

○ 1 4 番（小野肇議員） 皆様、お疲れさまです。市民クラブの小野肇です。

傍聴席の皆様、日頃から市政に関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。

一般質問も二日目となり、本日二人目の登壇者となります。もうしばらくお付き合い願います。

また、今 6 月定例会での一般質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、市民生活を取り巻く物価高騰は、収束の兆しが見えず、多くの生活必需品が値上げとなりました。また、このことは個人だけでなく企業や事業者にも深刻な影響を与え、多くの中小企業や個人事業主からは、原材料の価格上昇が大きな負担となっているとも伺っております。

今国会において物価高騰対策として様々な支援策について議論されておりますが、有効な策と物価上昇に見合う賃金の上昇を踏まえ、地方に住む我々に効果が実感できる具体的な解決策をしっかりと実行に移してもらいたいと考えます。

そして、物価高騰と同様に心配なのが今年の夏の気温です。全国的に暑くなる予報ですが、昨年のような記録的な暑さにはならない見込みです。

しかし、近年の夏の暑さは、地球温暖化の影響により、かつてないほどの猛暑となり、熱中症の発生件数が急増しております。こうした状況から、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、今年の 6 月 1 日に施行されました。一定の条件を満たす作業を実施する企業において義務化され、もし企業が対策を怠った場合は罰則があるようです。改正された熱中症対策は、全ての企業に義務づけられるわけではありませんが、少しでも体調に異変が見られた場合は、遠慮せずに休息を取るように、社会全体で意識づけすることが必要でしょう。

それでは、通告に従いまして、大きな項目三つの質問をいたします。その際、ほかの議員の皆さんと重複する質問もあるかと思いますが、私の考えや思いもありますので御理解いただければと思います。

初めに、旧船川鉦山及び旧男鹿中油田の廃止石油坑井についてです。

現在、男鹿市が定期的に回収している浮油が環境破壊の原因となり得る可能性につ

いて質問いたします。併せて、浮油の処理や当該地周辺の安全管理についても質問いたします。

河川を経由した海洋への原油の流出は、多くの海を生活の場とする生き物に大きな影響を与え、水棲生物や海鳥の生態系、漁業を中心に深刻な問題となり得る可能性があります。また、定置網等の沿岸漁業への被害も懸念されます。また、原油の性質上、流出した場合、分解が難しく、拡散して海底に沈殿することもあります。

このように、原油が流出すると海洋生態系への深刻な影響や漁業等への経済的な損失をもたらします。また、風評被害による観光業への影響も避けられないことでしょう。

本市においては、原油の試掘井戸が存在し、原油が湧出浮油している場所が船川地区と男鹿中地区にあると伺っております。私もそのことについて男鹿市史を調べたところ、秋田師範学校刊行の秋田県郷土誌には、寒風山北麓にも単斜構造部に男鹿油田があると記載されており、石油の存在が確かめられた所は3か所で、1か所目として船川黒色頁岩帯中の凝灰砂層に含むもの、二つ目として、脇本砂質頁岩帯下部の凝灰砂層に含油あるもの、そして三つ目として、脇本砂質頁岩帯上部の網状裂罅中に含むものとあります。その後、この油田自体は自噴が確認でき、出油は確認できたが、採掘事業の対象となるほどの油量とはならず、試掘されたものの破棄されてしまったと記載されております。その後の男鹿の石油ガス開発事業は、半島東部の申川油田が昭和33年に発見されて、初めて活動するわけではありますが、もしこの3か所から採掘できていたらと思うと、男鹿市の産業構造にも大きな影響を与えたことでしょう。

さて、この油田跡は現在も現存しているわけですが、当該地の原油の流出と周辺環境の汚染及び危険物に着火した場合に、林野等への火災のおそれがないのか、以上を踏まえて以下質問いたします。

(1) 原油の流出による環境や生態系への悪影響が懸念されるが、当該地はどのように管理され、それは適正な管理と言えるのか。また、最近では、地球温暖化により線状降水帯が発生することによる大雨や土砂崩れ、頻発化した台風等の影響により、油田跡に雨水が流入し、その影響で原油が流出した場合、どのような処理方法と通報システムを考えているのか。さらには、建屋等を含めた当該地に関する現状における課題認識とその対応方針はどうか。

(2) 当該地周辺は原油由来の可燃性ガスが生成されていると考えられるが、「火気厳禁の表示」や「周囲への立入禁止」等の安全対策は十分に実施されているのか。

(3) 浮油を有効活用できないか。また、本市の歴史の1ページに刻まれている石油関連産業をテーマに、事業者と連携して石油採掘等の産業遺産や近代遺産に活用できないか。

次に、本市の漁業振興についてです。

環境問題は様々な要因があり、私たちの生活に密接に関係しております。最近では、温暖化などの環境変化が、農業や漁業に大きな影響を与えており、世界は今、地球沸騰化時代に突入したと指摘されております。国連のグテーレス事務総長は声明で、「人類は地球に火をつけ、その代償を支払っている」と述べ、気象変動対策の遅れに危機感を示したことは、さきの定例会でも紹介いたしました。

さて、本市の漁業を取り巻く環境は、漁獲量の減少や漁業従事者の高齢化と後継者不足など、非常に厳しいものとなっております。また、近年は地球温暖化の影響により、主要な魚種の水揚げが減少し、とりわけハタハタの2024年度の漁獲量は、今年3月末時点で沖合と沿岸を合わせて約17トンと、資源量回復のための禁漁が明けた1995年以降で最少となりました。

三方を海に囲まれた本市にとって、ハタハタをはじめとした漁業の不振は、地域の活性化にも大きな影響を与えることから、漁業の振興は最も重要な施策ではないでしょうか。

その取組として、昭和39年度から市内の漁業協同組合でアワビの放流に取り組み、昭和48年度からはクルマエビ、昭和56年度からはガザミの放流を行い、秋田県でもマダイ、ヒラメ、ハタハタなどを対象に実施していると伺っております。

また、沿岸漁業の施設整備についても、市の管理する漁港と県の管理する漁港についても、長期計画を経て整備が順調に行われ、漁礁造成や増養殖事業など「つくり育てる漁業」も行われていることも承知しております。

先日、男鹿市水産業振興ビジョン「～未来へつなぐ魅力ある水産業の創造～」も策定されました。漁獲減少、魚価低迷、漁業従事者の高齢化の問題等に絡み、経済的基盤の弱体化という実態から漁業経営の持続・安定につながる資源回復や漁獲増大に向けて、以上を踏まえ、以下質問いたします。

（１）漁業従事者の高齢化と後継者不足の現実を踏まえ、漁業経営の安定に欠かせない若者の就業等について、これまでの取組の検証から重点施策として実効性のある取組が求められているが、国や県と連携して大手水産会社の人的協力やノウハウを目的に、企業誘致や外国人人材の活用は考えられないか。

（２）物価高騰、燃料費の値上げや人件費の高騰により漁業経営は大変厳しい状況となっているが、漁業者と漁業経営体に対し、これまで以上に手厚い支援は行えないか。

（３）男鹿市水産振興ビジョンによると、「つくり育てる漁業の推進」「男鹿の水産資源を生かした販路拡大」「次代を担う漁業者の確保・育成」「時代に即した新たな取組」の四つの柱が示されました。現状を分析し、課題解決のため５年間の目標が示されたわけであります。

目標達成のために官民挙げて力を尽くすわけですが、本市の基幹産業である観光業との連携も重要ではないでしょうか。漁業者の新たな収入確保策として、観光従事者と漁業従事者とで協力連携し、レジャー型漁業の観点から、漁港を活用した釣り公園の事業や、夏の男鹿を楽しむ観光客にニーズの高いサザエなどの貝類を採取し、その場で調理・飲食を行うなど、現状では密漁になるが、鵜ノ崎海岸等で漁業者の協力を得て自然の生けすを設け、採取と飲食の付加価値をつけて観光コンテンツとして実施の可能性を探れないか。

（４）秋田県の県魚であり、男鹿市の漁業にとって重要なハタハタ漁が存続の危機に瀕しています。県の取りまとめによると、今シーズンのハタハタの漁獲量は約１７トンで、漁獲量のピークは１９６６年の２万６０７トンであったが、８０年代にその漁獲高は激減したとありました。このことから、県では９２年から３年間の自主禁漁を実施し、その後、魚影の回復が見られたが、再び低迷期に入り、今期は記録が残っている１９５２年以降で最低となり、禁漁前の９１年の７１トンを大きく下回ったとありました。

４月２４日の参議院農林水産委員会において、本県選出の寺田静議員がこの問題について質問しており、水産庁の答弁では、海水温が高かったからで産卵期のハタハタが沿岸部に寄ることを妨げている、また、海水温が稚魚の生き残りに悪影響を及ぼしているのではないかと推察しているとのことでした。

秋田県民にとってハタハタは特別な魚です。私は今シーズン1匹も食することはできませんでした。焼いても煮ても漬けてもよい、秋田・男鹿の食文化を支えてきた県魚であり、守るべき魚であります。

近年の海洋環境は加速度的に変化しており、そのことを市単独で対応し、対策を立てることは難しいこととは認識していますが、国や県と連携し、漁獲高向上に向けてしっかりと調査に協力し、資源回復に取り組むことが肝要です。国や県と連携したハタハタに関する協議会等の取組状況はどのようになっているか。また、資源回復に関する市の考えはいかがか。

最後に、認知症対策についてです。

認知症と軽度な認知障害の高齢者数は2022年に1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に一人が認知症かその予備軍と言われております。そして2040年には約3.3人に一人まで増加すると見込まれております。

認知症については今までも国をはじめ地方自治体においても様々な施策を講じてきましたが、今後もより一層、重点的に取り組まなければならないでしょう。

2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現の推進を目的として、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。認知症基本法は、多くの当事者や家族の思いが込められた法律だとも言えます。その主体となるのが地方自治体であり、認知症の方や家族に対するサービスや施策を行うこととなり、さらには、認知症施策と密接に関係する介護や医療にも自治体として関わっていることを踏まえると、認知症施策の推進における地方自治体の役割は極めて重要だと言えます。同法では地方自治体の認知症施策推進計画策定が努力義務とされていますが、認知症施策における地方自治体が果たす役割の大きさに鑑みれば、認知症の方がどこに住んでいても尊厳を保持しつつ希望を持って暮らしてもらうように、より多くの地方自治体で計画策定が行われるのが望ましいと考えます。そこで、以上を踏まえ、以下質問いたします。

(1) 認知症施策については、昨年度までの議会の答弁から、認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、認知症介護研修、相談支援等を行っています

が、現状の取組における課題とその解決に向けた取組方は。また、認知症基本法が施行されたことに伴い新たな課題が顕在化し、現状の取組を見直す予定はあるか。

（２）地域の実情や特性に即した多様な認知症施策を行うため、本市では認知症施策推進計画策定の予定はあるのか。また、施策における課題と対応方針はどうか。

（３）既に介護や医療をはじめとして、地方自治体では国や県から様々な計画策定を求められています。この状況においてさらに新たな計画を策定することは担当部署の大きな負担とならないか。人事の面から増員を含めた対応や業務委託も検討すべきと考えるが、市の考えはどうか。

以上、三つをもって壇上からの質問とさせていただきます。

御静聴ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 小野議員の御質問にお答えします。

御質問の第１点は、旧船川鉾山及び旧男鹿中油田の石油試掘跡地についてであります。

まず、当該地の現状と課題及び今後の対応方針等についてであります。

市では、旧船川鉾山及び旧男鹿中油田跡地において浮油が発生していることから、定期的に回収作業を行っておりますが、それぞれ長い歴史を経て今日に至っておりますので、これまでの経緯を踏まえて御説明いたします。

初めに、旧船川鉾山についてですが、同鉾山は船川港外ヶ沢地内に所在し、確認できる範囲では、大正４年、大正６年及び昭和５３年にかけて民間４社によって４か所で掘削が行われましたが、いずれも事業化には至らず、昭和５４年に事業休山許可を受け、昭和６１年に鉾業権が消滅しております。

同鉾山の鉾害防止対策として、平成１４年に国により三つの井戸の封鎖工事が行われましたが、その際理由は定かではありませんが、現在回収作業を行っている試掘跡地の封鎖は実施されませんでした。

そうした中、平成１７年の大雨により浮油が船川港内に流入する事案が発生したことを踏まえ、県などと協議し、それ以降、市が管理することとして年２回定期的に浮油を回収していましたが、令和５年７月の大雨災害の際に現地に向かう道路の一部

が崩落したほか、試掘跡地周辺の深いぬかるみにより、回収作業が困難となったことから、ここ２年は状態を見極めながら作業を実施しております。

旧船川鉱山の現状は、試掘跡地の浮油のほか、周辺の地面から少量の油がにじみ出ておりますが、原因箇所の特定が困難であることに加え、現地に向かう道路の崩落や幅員が狭く大型車両の通行ができないため、以前のように回収作業を行うにしても、道路改良に多額の費用と期間を要するなど課題が山積しております。このため、抜本的な解決を図るべく、現在、専門知識を有する事業者にご相談や意見を伺いながら、今後の対応方針を鋭意検討しているところであります。

次に、旧男鹿中油田についてであります。同油田は男鹿中中間口地区に所在し、昭和２５年頃まで稼動していましたが、昭和５２年を最後に鉱業権が放棄され、廃坑となっています。それ以降、周辺からの浮油については、最後に鉱業権を持っていた事業者の協力により、年１回の巡回監視と油回収を行っていましたが、平成２３年度に鉱害防止義務者が不存在であることを理由に、浮油回収を終了する旨の申出があり、平成２４年からは市が回収作業を行っております。

浮油回収を引き継いで以降、平成２６年に湧出箇所を特定し、貯留ピットとなる建屋を建設するなどの油漏れ対策を行ったところであり、管理道路も十分利用可能であることから、現在は年２回の浮油回収により安定した状態となっております。

これら跡地での災害時の処理方法及び通報系統については、各家庭や事業所からの油漏れ事案と同様、男鹿地区消防本部等と連携し、吸着マットなどで河川や海への流出を防ぐ措置を講ずるほか、海への流出が確認された際には、海上保安庁へ通報し、オイルフェンスの設置や油回収作業を行うなど、関係機関の協力をいただきながら対応することとしております。

これまで船川港まで達する油漏れは、昭和５８年の日本海中部地震、平成１４年・１７年の大雨被害、平成２０年の集中豪雨など何度か発生しておりますが、その都度、油回収のほか建屋などに必要な改修を実施してまいりました。

河川や海へ達する油漏れは公害につながる重大な事案であることから、その防止と速やかな回収に努めてきたところであり、引き続き、関係各所と連携を密にし、公害防止に取り組んでまいります。

次に、当該地周辺の安全対策についてであります。

当該跡地は、それぞれ住宅地から離れたところにあり、旧船川鉾山にあっては、相当の悪路で跡地への到達は困難を極め、市民の立ち入る可能性が低い場所であることから、これまで看板設置などの対策は行っておりませんでした。

しかしながら、議員の御指摘も踏まえ、市民が万が一誤って近づくことのないよう、また、当該地に係る安全確保を考慮し、立入禁止や火気厳禁の注意喚起を促す看板の設置など、できる限り早急に対応してまいります。

次に、浮油の有効活用についてであります。

旧船川鉾山や旧男鹿中油田の浮油は、粘り気が強く石油資源に混ぜられないなど、品質が悪いことが専門事業者の調査で判明していることから、活用は困難であると考えております。

また、採掘事業の対象となるほどの油の量もなかったことから、産業遺産として歴史的・技術的・社会的価値を見いだすことには無理があると思いますので、遺産としての活用も考えておりません。

なお、石油関連事業と共に歩んできた本市の歴史については、若美ふるさと資料館に、本市の産業経済に大きく寄与している申川油田の資料が展示保存されております。

御質問の第2点は、漁業振興について、まず、大手水産会社の企業誘致や外国人の活用についてであります。

本市でも、漁業に携わる人の減少と高齢化が加速しており、従事者数は平成15年の610人から令和5年には244人へ減少するとともに、70歳以上の割合が平成15年の25パーセントから、令和5年には59パーセントまで上昇しております。

これらの要因につきましては、主要魚種の激減や国民の食生活の変化による魚離れに加えて、厳しい労働環境や天候に左右される不安定な収入などが挙げられ、廃業の増加や若年層の新規参入の減少につながっているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、市では新たな担い手に対し、農林漁業担い手奨励金として100万円を交付しているほか、自営を目指して実践的研修を修了した新規漁業者に対し、就業初期段階の所得安定と経営継続を後押しするため、年間150万円を5年間給付するなど新規就業者の確保に努めており、ここ3年間で2名が独立し、現在7名が研修を受講しているところであります。

外国人材の活用につきましては、現在、市内の水産会社３社が外国人技能実習制度や特定技能制度を利用して９名雇用しておりますが、働きぶりもよく、会社にとって欠かせない労働力になっていると伺っております。

市としましては、希望する漁業者と外国人労働者の紹介機関をつなげていくなど、今後の本市漁業を支える労働力の確保を支援してまいります。

また、大手水産会社等からのノウハウの提供についてであります。近年、海洋環境の変化を背景に主要魚種で不漁が広がっていることから、多くの水産会社や商社においては、最新技術を導入しながら、陸上も含めた養殖事業に重点を置いてきております。

本市においても、通信大手のＮＴＴ東日本と市内水産会社等が共同出資し、市の遊休施設を活用して陸上養殖を計画しているほか、大手商社と宮城県の水産会社の協力を得ながら、マガキやクルマエビなどの養殖事業化に取り組んでいるところであります。

このように、まずは企業と連携した取組を軌道に乗せることで、その先の新たな施設整備への投資や本格的な企業誘致につなげられるよう努めてまいります。

次に、漁業者への支援についてであります。

市ではこれまで、物価高騰の影響を受けている市内漁業者の経営継続を支援するため、船外機や魚群探知機など燃料の節減や生産性向上に必要な設備の導入に対する支援を断続的に都合４回にわたり実施してきており、さきの２月議会においても予算化し、漁業者のニーズに対応しております。

また、長引く物価高騰に加え、ハタハタやサケなど主要魚種の著しい不漁を踏まえ、水揚げ額に応じて最大５０万円を支給するとともに、ハタハタの資源回復が見通せない中で、アマダイなど暖水系の魚種や漁法への転換、アワビ・クルマエビ等の種苗放流を切れ目なく応援しているところであります。

市としましては、これまで水産加工事業者も含め、漁業を取り巻く環境変化に応じることができる限りの支援を行ってきたと考えており、今後とも、今般策定した水産業振興ビジョンの方針に基づき、漁業者や関係者の意見・要望を丁寧に聞きながら、漁業者に寄り添ったサポートを継続してまいります。

次に、「秋田県ハタハタ資源対策協議会」の取組状況と資源回復の考え方について

であります。

本市の令和6年のハタハタ漁は、沿岸・沖合を合わせた漁獲量が5.7トンと、平成7年の禁漁明け以降最低であった昨年の1割にとどまるという歴史的な不漁で、ハタハタ漁の持続可能性はもとより、「しょつつる」や「ハタハタ寿司」等の水産加工事業者の経営や後世への食文化の継承など、様々な面で今後の影響を危惧しております。

このため、令和4年度と5年度には、沿岸季節ハタハタ漁の持続化のため、全てのハタハタ漁業者に対し10万円を助成したほか、今年度はハタハタ漁における漁業共済掛金について、自己負担額への助成を30パーセントから50パーセントへ拡充しております。

さらに、今定例会において、ハタハタやサケなどの原材料の確保が困難なことに加え、物価高騰により収益力が低下している市内の水産加工事業者に対し、今後の経営継続のため、50万円を助成する支援策を予算計上しているところであります。

こうした状況の中、この4月に開催された「秋田県ハタハタ資源対策協議会」では、将来の資源となる小型魚が極めて少ない現状を踏まえ、親となる大型魚を残すための漁獲基準の変更や、ハタハタを捕食するアブラツノザメの捕獲拡大により、資源の保護・回復を図る必要性が指摘されたところであります。

県では、ハタハタの不漁は地球温暖化に伴う海洋環境の変化によるところが大きく、早期の資源回復は難しいものの、まずは親となる資源を絶やさないよう管理する必要があることから、各地区の漁業者等と漁獲基準に関する検討会を開催するほか、引き続き国の調査機関と連携し、資源減少の究明に向けて協議するとともに、資源管理協定に基づき、青森、山形、新潟の各県と緊密に情報共有していくとしております。

市としましては、ハタハタが本市はもとより秋田県の食文化に欠かせない重要な魚種であることから、ふ化放流事業の継続など今後とも各種施策を講じながら、県と連携して資源回復策を模索するとともに、魚種転換や新たな養殖事業など、ハタハタに特化せず総合的に漁業者の所得確保につながる取組を支援してまいります。

次に、水産振興ビジョンと観光の連携についてであります。

漁業とマリンレジャーを連携・共存させた取組、いわゆる「海業」は、地域のにぎ

わいや新たな所得と雇用を生み出す可能性があることから、今後の発展が期待されており、

こうした中で、今年３月に策定した男鹿市水産業振興ビジョンでは、時代に即した新たな取組として、釣りをはじめとしたマリンレジャーなど、漁船・遊漁船を活用した経営の多角化を推進することとしております。

また、男鹿市観光ビジョンにおきましても、「観光コンテンツのさらなる魅力の向上」を戦略の一つとして掲げ、男鹿ならではの観光資源の磨き上げとして、釣りの好スポットが点在し、釣り客への高い認知度がある本市において、釣り体験教育や初心者でも海釣りを楽しめる環境を整備することにより、海釣り観光の拡大を図ることとしております。

議員御提案の漁港を活用した釣り公園や、サザエなどの貝類を採取して調理・飲食するアクティビティーは、海洋性レクリエーションに対する需要を呼び込むことが期待できることから、漁業者の新たな収入源の確保に加え、海岸線におけるさらなるにぎわいを創出する上で効果的であると認識しております。

一方で、例えば漁港内は水深が浅く、また転落防止柵等の整備がなされていないことから、釣り公園の活用に適さないほか、磯場での貝類の採取を伴うレジャーは、漁業権を持つ地元の漁業者等の協力が不可欠であるなど、実施に当たって課題が多いことも事実であります。何よりも、こうした取組に挑戦するプレイヤーが必要になります。

現在、日本財団が海の安全や海に親しむ場所づくりを目的に、非営利の団体が行う海辺の活動拠点の整備・運営を支援する「渚の交番プロジェクト」を立ち上げており、これまでに全国１６の拠点が設置されております。

このプロジェクトに本市での実施に向けて構想を練っている民間事業者がおりますので、こうしたプレイヤーを核として海洋性レクリエーションが実現できるよう、意欲ある民間事業者と漁業関係者の連携・調整を図ってまいります。

御質問の第３点は、認知症対策についてであります。

まず、認知症基本法施行に伴う認知症施策の見直し及び認知症施策推進計画についてであります。

認知症基本法では、認知症の人の権利や尊厳を保持し、希望をもって暮らしていく

ための理念等が定められており、認知症の人も含め地域の方々が皆で支え合う共生社会の実現に向けた一歩と捉えております。

同法では、地方公共団体の努力義務として計画策定が求められており、本市では、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に当たり、この計画の中に認知症施策推進計画を盛り込み、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」「認知症の予防推進」「医療・ケア・介護者への支援」「認知症の方の社会参加の支援」の四つの柱を掲げ、認知症サポーター養成講座や相談支援などの従来の取組に加えて、認知症の人が自分らしく役割をもって参加する「チームオレンジ」の設置など、住民主体の取組に力を入れております。

認知症では、判断力の低下が疑われる場合、まずは早期に相談していただくことがポイントとなりますが、令和6年度中に地域包括支援センターに寄せられた60件の相談内容を見ますと、認知症が進み重度化してから相談するケースが多い状況にあり、大きな課題と認識しております。

認知症は、急に進行するのではなく、多くの場合、緩やかに進行し、生活習慣や周囲の対応、医療や介護支援を早期利用できれば、進行を遅らせ、本人も家族もこれまでと同じ生活を送ることができますので、法の施行を機に、認知症に関する正しい知識や認知症の人への理解を深めるための周知活動を強化してまいります。

新たな計画策定による担当部署の負担についてであります。

地方自治体に作成義務を課している、いわゆる「行政計画」が増え続け、その策定が自治体の大きな負担となっていること、また、地方分権にも逆行することから、全国知事会からの要請を受け、国では新規の計画策定の抑制や既存計画との統合などの見直しを行っております。

こうした中、本市では、御質問のあった認知症施策推進計画など努力義務とされている計画を、策定が義務づけられている計画に取り込み一体的に策定するなど工夫を凝らすことで、職員の負担軽減につなげております。

また、人員配置については、定期人事異動に際し、所属長から次年度の業務量などをヒアリングし、その際、計画策定業務だけではなく、全体の業務量を勘案して職員配置を決定しております。

さらに、策定する計画が膨大なデータの収集・分析や専門的な技術・知識を必要と

する場合は業務委託するなど、限られた人員での計画策定に努めているところであり、今後も担当部署の負担が過度とならないよう適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

喫飯のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問ありませんか。14 番小野議員

○14 番（小野肇議員） 一問一答でよろしいですか。

○議長（小松穂積） はい、許可いたします。

○14 番（小野肇議員） そうすれば、まず最初に、旧船川鉾山及び旧男鹿中油田のことでお聞きします。

まず、この現地を市長、副市長は、御覧になられたでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 私は、途中まで行きましたが、諦めました。それから、市長は場所は重々分かっているようですけども、最近は行ってないみたいですね。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14 番小野議員

○14 番（小野肇議員） まず、その質問をしたのは、やはり現場を見て、初めて分かることがあります。私も数回行ってきました。で、私の経歴を言うのはあれなんですけども、20 代に製油所の関係とか備蓄の関係で油の関係の仕事を 10 年ほどしておりましたので、私そこに行ったときに、まず自分の目を疑いました。えっ、これでもいいのと。危ないんじゃないのと。これが男鹿市で管理している場所なのというような

感じで、まず最初の感想でした。

先ほどの答弁の中で、今後いろいろな対策をしていただけるということでしたので、そのことについては全然反対的なことはございませんけども、現状のことで少々お聞きしたいんですけども、まず私、この現場を見て、三つですね、懸念されることがありました。

まず一つは、法律に基づいてお話すると、水質汚濁防止法、これ一つ。それと消防法、これが二つ目。それと河川法。この三つの法律に、現状のこの油田跡が非常にグレーな部分があるのではないかという認識をしました。水質汚濁防止法というのは、川から海に油が流れたときの対処に対して、そして、消防法というのは、危険物の貯蔵等取扱いに関する事で、これは消防署に届出をして、で、許可をもらって危険物を貯蔵するというようなことですよね。それと河川法については、これ、油が流れた後の自治体の対応について、費用等いろんなところを考えているんですけども、最初の二つ、水質汚濁防止法と消防法に対して、ここに関して市の御見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

最初の水質汚濁防止法のところですけども、市内では河川調査というところで水質検査はしているんですけども、ちょっと今その流れていく河口の部分を調査しているかどうか、ちょっと今この場では確認できませんので申し訳ございません。

また、それと消防法に基づく、油のそういった危険物の対象ですけども、今、私ちょっと知識不足で、そのことを把握できておりませんので、後でしっかり調べて対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） この件については、いろいろ応急処置的なことをするべきだと、まず思います。何もやってないとは言いませんけども、やはり今できること、現在、油が上にこう散らばっているような状態もありますので、最低でも吸着材を置くとか、あと、土のうを置くとか、あと、土砂の撤去等いろいろな対策が考えられますので、少しその辺のところも御検討ください。よろしくお願いいたします。

それとですね、この井戸について船川のほうは四つのうち三つの井戸の封鎖が行われたと。で、一つだけやってなかったわけですけども、これ、止めるような対策ということは考えておりませんか。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

今、市長の答弁にもありましたとおり、抜本的な対策といったところを今検討しているところです。そのために、今現在、石油資源開発さんのほうに意見等を伺って、石油資源開発さんでもちょっと具体的な方向性というのを示せないということで、関係専門団体ですとか、以前に封鎖をやった業者さんとかそういったところを御紹介いただきましたので、その辺は井戸の建屋にするのか、それとも山自体を改修するのか、そういった中で一番よい改善方法を見いだして対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 井戸にたまる状況は、それで安定していれば、それを継続することによって、ほかへの影響はありませんので、まずそこをやりたいと。これまでもやっていたんですけども、先般の大雨でもって土砂崩壊して、なおかつぬかるんでいる状況で、緊急の管理も今できない状況で、本当に人が、人海戦術ですか、できない状況なので、まずそこを改善したいと。

抜本的になりますと、これ、山自体でね、そこの井戸にたまっているところはそれなんだろうけども、周りに少量ずつ浮いているといいますか、にじんでいるようなところになると、これは多分専門家も、山全部改善するというのは、これはまず現実的ではありませんので、まずは以前の状態に、しっかりとこの流れ出るといいますか、多少多めに出る、それを井戸にちゃんとためる、なおかつそれを恒常的に管理できるように、まずそのアクセス道路といいますか、管理道路をしっかりとやると。これでも相当な額と時間かかりますので、まずそれをやるということですね。ですから、抜本的となると、山全部になるでしょうから、その抜本の抜本は安定した状態にもっていける抜本対策ということで御理解ください。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） じゃあ船川のほうは、対策ほうを万全にお願いしたいと思います。

あと、男鹿中のほうなんですけども、御覧になられれば一番分かると思うんですけども、現在、建物は非常に立派なやつがあります。ただ、封鎖状態になっていますので、あそこで油とガスが出ていると、普通に考えればあの建物の中ってどういう状況なのっていうことになりますので、その辺のところをですね、可燃性ガスがたまるといういろんなところで不具合が出ますので、あその周辺というのは山林なので、安全なのかなという考えもあるんですけども、今年いろんなところで大規模な森林火災等もございましたので、万が一何かあったときは、非常に市に対してもマイナスのイメージもつきますし、安全面でも市民の安全を確保する意味では非常にマイナスな部分になりますので、ひとつ男鹿中のほうも現地をしっかりと調査して対応していただきたいと思います。何とかお願いします。

それと、次にこの油を使っているいろんな遺産等、資料館といいますか、本市には石油備蓄さんに資料館がございますので、ためるところと出ているところを見ると一貫性があるって、非常に教育につながるようなところでいいのかなという、そういう発想でちょっと御提案させていただきましたけども、まあ後から考えてみると非常に危険なので、やっぱり今のところ危ないのかなというような考えもあります。ただ、この男鹿市というところが、今回の答弁の中でも昭和の初め頃から石油と非常につながりの深い歴史がありますので、その辺のところを今回、資料館的なことを言いましたけども、教育の観点で、通告しておりませんが、教育長どうですかね、この辺の油の歴史というようなところ、小学生とか中学生の教育に生かしていくようなことできませんか。どうですか。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） お答えいたします。

今御指摘ございました資料館の件になりますけども、市長の答弁にもございましたように、宮沢にふるさと資料館がございまして、その中で石油資源開発のほうの様々な資料もございますので、小・中学校の石油に関する資料、学べる資料とすれば、ふ

るさと資料館の資料でもう十分かと思いますので、むしろそちらのほうの有効活用と
いうことを併せて考えてまいりたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 教育のほう、よろしく願いいたします。

続きまして、漁業振興のことでお聞きしたいと思います。

答弁の中で、いろいろとやっていただいております。これにさらにならば、なかなかやはり財源的にも厳しいのかなということでございますけども、昨日の一般質問以来、物価高騰でかなり、個人だけでなく漁業者も大分疲弊してきているようなお声もありますので、その辺のところを今後の施策のほうに生かしていただけるようお願いしたいと思います。

それと、ハタハタの件なんですけども、市長もよく御存じだと思いますけども、昔のあの木箱が漁港にいっぱい積み重なって、その中をいろいろ遊び歩いた、私なんかは子どもの頃、ハタハタ漁の漁港で遊んだような、そういう経験ございます。あの頃が非常に懐かしく思えるわけなんですけども、午前中の私の話の中でも、今年、私1匹もハタハタを食べてないもんですから、あの頃が非常に懐かしく思っております。

国のほうでもハタハタが、この地球の温暖化と水温が上がったということで、推察されるということをおっしゃっております。推察されるということは、確定ではないので、やっぱり海の中のことというのは、なかなか確定するのが難しいのかなと。なので、これからいろんな調査をしながら資源回復を図っていきたいというような答弁聞いておりますけども、やはりこれ、ハタハタに対しての男鹿の市民の捉え方というか、気持ちは非常に強いものがありますので、諦めるわけではないんですけども、ぜひハタハタをいろんなところで、市長はいろんなところへ出張もしますし、関東のほうにも行きますので、ハタハタ資源が今、非常に瀕しているんだよと、ナマハゲと一緒にその辺のところもアピールしていただければと思いますので、何とかお願いしたいと思います。その辺について一言お願いできますか。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） そういう御指摘を初めて受けましたので、機会あればハタハタの話をしていきたいと思っております。

ほかのところの状況どうなっているかちょっと分からないので、恐らく全国的にそうだと思います。鳥取とかもね、そういう状況があるんだと思います。全国の漁業の大会とかにも出ることもありますから、そういう場で微力ですけども発言していきたいと思ってます。よろしくお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。

あとですね、私、令和5年6月定例会で川から海へ泥水が出るというようなお話をしました。やはりこの答弁の中で、住民の皆さんから特段の指摘や要望がないが、影響を与える可能性は否定できない。あと、県水産振興センターや県漁業協同組合への聞き取り調査をしたが、漁業への被害報告がないことから調査は実施してないので、明確な影響については把握していないと伺っているとのことでございましたけども、やっぱり泥は海にたまれば、それ影響必ずあると思います。市長もこの間のあきた水と緑の森林祭で「山と海は恋人である」と発言されております。森林保全、言うまでもなく海洋保全につながっていくということなんですけども、この海と山の、この泥水が流れることによることだけではないんですけども、それによってこの海と山の恋人関係に黄色信号が出てくるようなことが考えられるのではないかと私は思います。ブルーカーボン等もいろいろ施策の中でありますけども、海だけでなく山のほうの予算も措置していると思いますけども、海を救うためにはやっぱり山も救うんだと、まずそういう気持ちでいかなければいけないと思いますけども、ハタハタに関してだけではなくて、少子化はやっぱり海でも起きていると、そういう気持ちでひとつ頑張っていたいただければと思いますが、その予算について、海だけでなく森林に対する予算、もっと拡充していただくようなことはできないのか、ひとつ教えてください。

○議長（小松穂積） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） お答えします。

海と山、これは非常にどちらも重要で関係のあるものだと思います。先日、森林祭のほうを行いまして、さらにこれを市民にもPRできたものと考えております。

この先、森林についても、今年度はこれまでの取組を進めながら、またさらに森林の整備について、今年から県の森林を担当していたエキスパートの方から市のほうに

来ていただいて助言をいただいております。そういった知見をいただきながら、またさらに森林の整備というものを考えてまいりたいというふうに考えております。

議員の御指摘のように、山と海はつながっておりますので、こちらも海だけにとどまらず森林のことについても、この後、市民にも周知を図りながら一層また整備というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。

泥水の話しましたが、栄養も一緒に流れておりますので、その辺のところ、よろしくをお願いします。

それから、水産振興ビジョンと観光の連携について、渚の交番プロジェクトのお話の中で、本市でも実施に向けてこのプロジェクトの構想を練っている民間事業者がいるという答弁でございました。プレーヤーがいないので、なかなかいろんなところ進まないということでしたけども、こういうプレーヤーさんが出てきたということは、非常にありがたいことだと思いますが、この海洋性レクリエーションを実現するための今回の件、どの程度進捗しているか、少し教えていただけないでしょうか。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） では、私から渚の交番プロジェクトの進捗についてお答えいたします。

実施主体といいますか、検討主体におきましては、現在、ハードあるいはソフト両面での事業計画の検討をしていると伺っております。そして、その事業の実施場所として鵜ノ崎の周辺も含めた場所を複数選定しているというふうに伺っておりまして、鵜ノ崎も有力な候補だというふうに伺っております。まだその中身については検討中と伺っておりまして、これから私どもでも情報収集しながら、必要な後押しをしていきたいという構えでございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） プロジェクトが実施されて成功することを祈っております。

最後に、認知症の件で少しお聞きしたいんですが、この推進計画、もうつくられていると認識してよろしいでしょうか。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、第9期介護基本計画をつくるときに、既に認知症基本計画、そういったものの法律成立しておりましたので、その際に市町村の計画の中に重複するような内容があれば、その中にその認知症の推進計画を取り込んでも結構ですと、差し支えないといった考えが示されておりましたので、9期計画の際にその認知症の計画のほうを取り込んでおります。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。

盛り込まれているということですので、やっぱり日本全国でつくっているところとつくっていないところで、ここで差が出ると、やはり認知症の施策に対していろいろと優劣が出るのは非常に、日本全国で考えるとどうかなというところありますので、男鹿市はもうつくっているということでしたので、非常にありがたく思っております。

認知症については、今日もテレビの中でちょっとあったんですけども、認知症になることは不便になるが不幸になることではないと、その先生が言っておりました。その気持ちを私も持って、今後、認知症の対策等についていろいろやっていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（小松穂積） 14番小野肇議員の質問を終結いたします。

次に、2番古仲清尚議員の発言を許します。2番古仲議員

【2番 古仲清尚議員 登壇】

○2番（古仲清尚議員） 会派明政会の古仲清尚でございます。

通告している大要3点について質問をさせていただきます。

主題1は、エネルギー政策についてであります。

1点目は、再エネ政策の基本的方針について伺います。

日本のエネルギー政策については、近年で大転換となったのが平成23年、201

1年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故であります。当該事故は、周辺に深刻な被害をもたらし、原子力の安全性を大きく揺るがすこととなりました。

国は、それまでのエネルギー政策をゼロベースで見直すこととなり、平成26年、2014年4月に閣議決定された国の第4次エネルギー基本計画では、原子力発電への依存度を可能な限り逡減することや安全を最優先した上で原発を再稼働することなどがうたわれることとなりました。

令和2年、2018年7月、当時の菅義偉首相が2050年、令和32年に向かって温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言し、国の第5次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギー（以下、再エネと称します。）を補助的な役割から電源構成の中心的存在へと進化させることを目指して、再エネの主力電源化を目標に掲げました。

国の統計によりますと、令和4年度には再エネは水素などの新エネルギーの技術開発が進んできたことや固定価格買取制度であるFIT制度などにより、太陽光発電の電力量が原発事故当時と比べ約1.9倍の926億キロワットアワー、風力発電では当時から約2倍の94億キロワットアワーまで拡大したことが示されています。

また、国は電源供給元を地方に分散し、かつ地域活性化の観点も含めた分散型エネルギーインフラの構築も推進してきました。

風力発電においては、東北、特に秋田県は適地とされ、国策として促進されてきた経緯があります。

秋田県では令和4年3月に再エネの導入拡大及び関連産業の振興等に向けて、新エネルギー関連産業の集積を県の持続的発展に確実につなげることなどを目的として、第2期秋田県新エネルギー産業戦略を改訂し、推進を図っています。

このことは、それまで国の専管とされていたエネルギー政策が、東日本大震災を機に地域のエネルギーをどのように担保していくか、自治体の大きな課題として認識されてきたところであり、それは地域エネルギー事業が地域経済に刺激をもたらし、地域活性化の一つの手段となる可能性を秘めていることにあると考えられます。

そこで、今後のエネルギービジョンというべき本市における再エネ政策の基本的方

針について市の見解をお聞かせください。

次に２点目として、再エネ環境整備について伺います。

現在、全国各地において再エネ導入が加速している一方で、地域によってはそれぞれの自然景観や住民生活を守る意味合いで条例を制定するなど、再エネ施設の新規開発に一定の規制をしき自治体が増えてきております。

例えば、全国初の再エネ課税を制定した宮城県では、令和４年７月、川崎町蔵王連峰での計画を関西電力が白紙撤回したほか、令和５年１月には、大崎市鳴子地区などでの計画が、同年５月には丸森町で進んでいた計画が中止に、また、令和７年３月には加美町において太陽光や風力発電施設の設置規制を強化する条例が加美町議会において全会一致により可決成立されました。

ほかにも再エネ発電計画の撤回や見直しは全国で相次いでいるのが実情であります。

本市は、風光明媚な自然景観を有する国定公園として自然公園法が前提にあり、一定の保護基準がしかれています。しかしながら、御承知のように、現状、ゾーニングや条件によっては再エネ施設を建設することが可能であります。

本市における再エネ導入については、令和４月３月に準拠すべき基本的な方向性や方法などを示す「男鹿市再エネ導入ガイドライン」が策定されておりますが、再エネ施設建設による自然景観の阻害や土砂災害、その他災害発生の可能性及び生物多様性への影響を想定し、美しい自然景観及び住民の安全・安心な生活環境を維持、構築するため、ガイドラインより上位の位置づけとして、義務などを定め一定の拘束力を示す規制条例を策定する考えはないか、市の見解をお聞かせください。

次に３点目は、再エネの地産地消について伺います。

前述のように、国策として全国において当地の自然環境を生かし、再エネが推進されてきておりますが、本来その当地で得られたエネルギーの恩恵は、可能な限り最大限、地域に還元されるべきだと考えます。

例えば、災害時などはそれらの電気を活用供給したり、二次電池として活用したり、あるいは平時においても自治体が主体、あるいは参画した地域新電力により、住民の電気代をカバーするなど様々な取組がなされています。

本市におきましても、それらを可能にする取組を推進するべきと考えますが、地域

小規模電力網である、いわゆるマイクログリッド構築等によって再エネの地産地消に向かっていくべきだと考えますが、市の見解をお聞かせください。

次に、4点目は、再エネに係る地域経済循環について伺います。

国は、再エネ導入における国内サプライチェーンを形成するために、2040年までに国産化比率を60パーセントにすることを目標に掲げています。この60パーセントの目標は、製造分野に限るものではなく、プロジェクト開発から製造、輸送、設置、メンテナンスなど一連のサイクルにわたっての数値目標であり、各産業にも応分の国産化拡大が期待されるところであります。

再エネ導入における施設整備では、現状において部品調達等のシェアは海外製が圧倒的に高く、また、保守・メンテナンス等においても関係企業が関東圏に集中していることなどにより、経済の損失・流出や専門人材の必要性、また、有事の際の緊急対応等が課題として挙げられております。こうした課題も踏まえ、本市の再エネに係る地域経済循環の現状と、今後どのように向かっていく構えか、市の見解をお聞かせください。

エネルギー政策について、以上4点について質問いたします。

主題2として、学校給食における地場産食材の活用拡大に向けて質問いたします。

1点目は、地場産食材の安定供給体制構築に向けて伺います。

学校給食に関しては、これまで幾度か質問をさせていただきましたが、その中で大きな課題となっているのが、予算・コストに関する部分であると認識をしております。

特に昨今の物価高騰、食材費の高騰等については、大変難儀を強いられていることと思います。そうした中であって、限られた予算や制約の中で、安全・安心かつ栄養バランスが考慮された食事を日々提供されていることは、教育委員会をはじめとして関係各位の御尽力によるものと敬服いたしております。

さて、食材調達という観点では、一例ではありますが、これまでの確認において、男鹿市産食材に関しても、給食調理用加工のために一度県外の業者へ流した後、もう一度男鹿市に還流し、その上で調理をしていることがあると伺ったことがあります。これは流通の仕組みの問題でもありますが、例えば、これが可能な限り近場で、男鹿市内は難しい場合、県内において、加工・納品までも可能になれば、物流等のコスト

が抑えられることに加え、地域内への経済的循環、さらには地場産の食材を活用できるアプローチも見いだせるのではないかと推察されます。

また、生産現場では、例えば流通に乗せることができない規格外品が、場合によっては過剰にストックされている状況もあるということも伺っており、以前、規格外品の詰まったコンテナが倉庫に山積みになっている現状を実際にうかがったことがあります。単体の生産農家でもそうした状況であるため、潜在的には、市全体の中で類似するケースが存在する可能性もあります。給食の献立を組み立てるために、まとまった量を長期的なスケジュールで確保しなければならないなど、多くの制約があることは承知しております。しかしながら、例えば前述のような規格外品についても、情報や物流を連携集約し、生産者等と適宜マッチングを図りながら、給食用食材として活用することができれば、地場産食材の利用拡大につながり、安定供給にも近づくと考えますが、本市学校給食における今後の地場産食材の安定供給体制の構築に向けて市の見解をお聞かせください。

2点目は、第4次男鹿市食育推進計画策定に向けて伺います。

第3次男鹿市食育推進計画は、今年度、令和7年度が最終年度となります。同計画は、学校給食にも大きく関係しておりますが、これまでの成果や課題、今後の方向性について、今後に向けては、例えば、有機農業推進法による進展が期待されるオーガニック食材活用の可能性や有機農業支援、また、かつて本市事業で非常に好評を博していた子育て応援米支給事業の再考、あるいはまた、国による学校給食無償化が図られた場合の学校給食予算の拡充など図るべきと考えますが、次期計画のビジョンについて市の見解をお聞かせください。

次に、主題3として、保育園留学の導入に向けて質問いたします。

保育園への体験留学は、行ってみたい保育施設の地域に家族と共に一、二週間の間、滞在しながら保育園に体験入園するもので、園児は希望する保育園に留学として通いながら、家族も当該地域に滞在するお試し移住的な側面も有しており、関係人口や交流人口の増加につながり、将来的には移住にもつながる可能性も有している取組であります。

また、保育園への体験留学を行った園児、また、保護者、家族からは、他所での生活者の視点などを留学先に反映することで、双方にとってメリットが生まれやすい取

組とされています。

本市においては、「子育て環境日本一」を掲げており、令和7年度には、市内4園を統合し新設された船越こども園も開園となったこともあり、子育て策の充実に対して、今後ますます期待が高まっております。

保育園への体験留学については、新園をはじめ保育、子育て環境を通じながら、本市の魅力を感じてもらう機会を創出できるなど、その意義や可能性は非常に大きいものと捉えることができ、本市においても、ぜひ導入すべきと考えますが、これらについて市の見解をお聞かせください。

質問は以上であります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 古仲議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、エネルギー政策について、まず、再エネ政策の基本方針についてであります。

現在、世界では、2020年時点で、産業革命以前と比べ平均気温が約1.1度上昇し、気温の上昇傾向が長期的に続いており、海面上昇による陸地の浸食、干ばつによる水不足や食料不足等の影響が懸念されています。

我が国においても過去100年で平均気温が約1.3度上昇しており、特に1990年代以降は高温となる年が頻出し、地球温暖化との関連が示唆される現象は、近年の大規模な気象災害の頻発や、近海で水揚げされる魚種の変化など、私たちの身近なところでも起きております。

今や地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、2050年カーボンニュートラルの実現は、分野を問わず官民一体で取り組むことが求められており、市としても、再生可能エネルギーの導入は、脱炭素化社会の実現はもとより、地域のエネルギー資源を最大限活用した関連産業の振興と市の持続的発展につながる重要な取組と考えております。

とりわけ、2050年カーボンニュートラルに向けた再エネ主力電源化の「切り札」とされる洋上風力発電は、その事業規模や、関連産業の裾野の広さから大きな経済効果が見込まれ、海域の静穏性が高い船川港を擁する本市は、今後導入が見込まれ

る浮体式洋上風力発電までを見据えた息の長い展開を期待しているところであり
ます。

申し上げるまでもなく、再エネの導入に当たっては、地域との共存共栄が大前提で
あります。市では独自のガイドラインを設け、市民の安全・安心と良好な生活環境の
維持に配慮した適切な導入を図っているところであり、引き続き地域との共生を第一
に、地域の産業振興と脱炭素化社会の実現に取り組んでまいります。

次に、再エネに関する規制条例の制定についてであります。

資源エネルギー庁が2023年に実施したアンケート調査によれば、再エネの抑制
区域を設定する条例は全国で174件制定されており、県内では、にかほ市が保全エ
リアや調整エリアなどを設けるゾーニング条例を制定しております。また、宮城県や
青森県においては立地誘導のため、再エネ設備に相当程度の課税をする税条例が制定
されております。

現在、本市においては自然公園法、森林法など各種法令による規制に加え、さきに
申しあげました市独自のガイドラインに基づき、再エネ設備の整備検討に際しては、
保全すべきエリアを考慮した設置場所とするほか、住宅、学校、病院、福祉施設等と
の適切な距離の確保、動植物に与える影響の回避または低減、周囲の景観との調和な
ど、適切な措置を講じ生活環境や自然環境に最大限配慮するよう事業者に対し要請し
ております。

市としましても、再エネは地域との共生を前提に推進されてしかるべきと考えてお
り、一律に禁止するのではなく、個別案件ごとに周辺環境や安全性を考慮しながら判
断していくことが望ましいと理解しております。

規制条例に関しまして、それが税条例であれば強力に立地を規制することが可能と
承知しておりますが、ゾーニング等一般的な条例の場合、既存の法規則やガイドラ
インと異なる効果が発現されるのか、十分な見極めが必要と考えております。

一方で市内には、男鹿のナマハゲやジオパーク等、文化的・環境的見地から保全す
べき区域があるのも事実であり、規制条例の制定については、安全性の確保を加えた
多角的な視点から慎重に判断してまいります。

次に、マイクログリッド構築による再エネの地産地消についてであります。

マイクログリッドは、一般的な電力ネットワークとは別に、特定の地域において独

立した電力網を構築し、太陽光発電や風力発電、蓄電池などを活用するもので、平常時にはエネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立して、エリア内でエネルギーの自給自足を行う仕組みであります。災害時における停電被害の軽減などのメリットがあるほか、カーボンニュートラルの推進にも寄与するものであります。

国でも、こうした取組を推進しており、環境省において選定されている脱炭素化先行地域では、補助制度を活用し、防災対応の核となる公共施設を中心に取り組むものや、限られたエリアで構築する事例が計画されております。

本県においては、重要港湾である秋田、船川、能代の3港が連携した「秋田県港湾脱炭素化推進計画」の策定が進められており、その中で、カーボンニュートラルポートを目指す船川港の取組として、港内の照明施設のLED化や荷役機械の電動化・ハイブリッド化のほか、将来的なマイクログリッドの整備も構想の一つとして検討されているところであります。

ただし、マイクログリッドの実現には、気象条件等により発電出力が変動する再エネを効率的に活用するための高度な需給管理技術を要することに加え、何よりも補助金なしでは事業が成り立たないのが大半であり、採算性の確保が重要な課題となります。

温暖化対策実行計画で「地域経済循環」を目指す本市としても、風力発電等で生産される再エネを活用したマイクログリッドの構築や、将来的には、再エネ由来の水素等の次世代エネルギーによる地産地消も視野に、先進事例等を調査研究してまいります。

次に、再エネに係る地域経済循環の現状と今後についてであります。

本市を含め県内で再生可能エネルギーの発電が順調に増えている一方、発電事業者へのアンケートでは、県内での建設業者、メンテナンス業者及び部品製造業者等の確保が課題として挙げられております。

このため、県の新エネルギー産業戦略においても、「再エネ発電施設等の建設工事、部品製造、運転・保守への県内企業の参入拡大」を最重要プロジェクトとして掲げ、県と市町村が連携して、受注拡大に向けた情報提供体制や競争力の強化等の取組を進めているところであります。

本市でも、洋上風力発電施設の建設工事やメンテナンス事業等において、元請けは県外企業が受注する可能性が大きいものの、市内企業が二次、三次協力企業として事業に参加できるよう、資格取得等を支援しているほか、県等が実施している土木・建設工事、部材供給等のマッチングフォーラムには市も参加し、事業者の参入を後押ししているところであります。

こうした動きの中で、昨年4月以降、市内では洋上風力発電関連の訓練センター「風と海の学校 あきた」の開設や大型船舶等の修理拠点の整備など、風力関連産業の人材育成やO&Mの拠点化に向けた動きが具体的に進んでおり、既に、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」での発電事業においては、船川港をO&M拠点として整備することが予定されております。

そのほか、陸上風力発電においても、保守管理を担う2事業者が既に市内に立地しており、製造業ほどのインパクトはないものの地元雇用も生まれております。

こうした風力発電に係る直接的な雇用や経済効果に加え、船川港の利活用の促進に伴い、物流・人流が活発化することで、宿泊や飲食をはじめ、観光誘客や特産品の需要拡大にも好影響をもたらすなど、地域全体への波及効果が期待されるところであります。

市としましては、引き続き、地域経済への波及効果を最大化できるよう取り組むとともに、市内企業の事業参入に向けた支援により地元雇用や人材育成を促すなど、地域経済の循環を推進してまいります。

御質問の第2点は、学校給食における地場産食材の活用拡大のうち、第4次男鹿市食育推進計画の策定についてであります。

本市では現在、令和3年3月に策定した第3次食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進しているところであります。

具体的には、乳幼児期では、味覚やそしゃくなどの感覚機能が発達する大切な時期であり、保護者の考え方が最も大きく影響するため、乳幼児の保護者を対象に健康な食生活に関する意識の醸成を図ることを目的に、離乳食教室を開催しております。

また、市内の保育施設では、食育が保育の一環として位置づけられており、各園で食育教室や旬の食材の栽培・収穫体験が行われています。

学童期・思春期では、食に対する関心や判断力が養われ、生活習慣が固まる重要な

時期であるため、農林漁業体験や調理体験などの実体験や生産者の声を直接聞くなど、自然と食物の関係、生産から流通、消費までのプロセスなどについて、栄養指導と併せた食育教室を実施しております。

さらに、食育連携推進事業として、食育推進に取り組む市内企業と小・中学校が連携し、児童生徒が地元の食材を使ったメニューを商品化し、実際に店頭での販売体験を行ったところであります。

このほか、食生活改善推進員による減塩の普及活動では、市内スーパーで減塩パンフレットの配布や栄養講話を実施し、幅広い世代を対象に食育の推進に努めております。

一方で、課題と感じているのが、青年期から壮年期へかけての働く世代へのアプローチであります。仕事や子育てに忙しく、栄養摂取の過剰または不足によって健康へ悪影響を及ぼすことが懸念されるため、次期計画において、働く世代をターゲットに、例えばバランスのよい食事について市内協力店舗への啓発の掲示や、今後導入予定の健康アプリによる栄養関連通知の配信機能を活用するなど、市民一人一人が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組んでいけるような計画を策定してまいります。

学校給食における地場産食材の安定供給体制の構築、市内保育施設での保育園への体験留学の導入につきましては、教育長から答弁いたします。

私からは以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 古仲議員の御質問にお答えします。

まず、学校給食における地場産食材の安定供給体制の構築についてであります。

学校給食での地場産食材の活用は、児童・生徒が給食を通して農業や水産業をはじめとする地域の産業への理解を深めるとともに、生産者への感謝の心を育むなど、食育を進める上で重要な意味を持つものであり、本市では、米は100パーセント男鹿産米を使用しているほか、野菜や魚をはじめ、可能な限り地場産食材の活用を進めております。

地場産食材活用へのアプローチとして、まず、男鹿産食材の地元での加工について

であります。

本市の学校給食では、男鹿産の水産物として、これまでタイやブリ、シイラ、タラ、とろとろワカメなどを旬の時期に提供しており、これらは市内の業者が加工して各調理場に納入しております。

市内経済の循環という観点からも、地場産水産物の活用を一層増やしていく方針であります。

一方、男鹿産の農産物については、地場産大豆を使った加工食品として、豆腐は市内業者が製造したものを学校給食に提供しているものの、まとまった量を食品加工できる業者や施設が市内や県内には極めて少ないことから、例えば、男鹿産の野菜を具材としたコロッケは、県外業者による加工を経由して食材納品業者が各調理場に納入しております。

学校給食では、コロッケをはじめ、野菜を加工したメニューを提供する機会が多くあります。地場産農産物の一層の活用を進めるために、まずは、市内や県内で農産物を加工している業者や施設の実態を確認し、地元で加工できるものから活用の幅を広げてまいりたいと考えております。

次に、流通に乗せることができない規格外食材の学校給食での活用についてであります。

市内の各調理場では、従前より地場産の規格外食材の活用に取り組んでいるものの、下処理を調理員が手作業で行うことで調理時間内での準備が間に合わなくなることや、機械で下処理が可能な規格外食材であっても生産者からの安定した供給が難しいことなどから、限定的な活用にとどまっております。

地場産の規格外食材の使用量を増やすことは、地産地消の拡大や、生産から流通までの食品ロスを減らすことにもつながることから、学校給食においても使用量を増やす取組を進めていく必要があると捉えております。

学校給食での地場産食材の活用拡大については、県でも大きな問題意識を持っており、今般、本市では、県と一体となって、学校給食における地場産物活用促進モデル事業を推進する協議会を立ち上げました。

生産者や行政担当者、学校給食関係者による協議会において、地場産物活用の一つとして、規格外食材の有効活用に関しても問題提起し、供給体制や納入方法、献立の

開発などについて鋭意検討してまいります。

次に、市内保育施設での保育園への体験留学の導入についてであります。

保育園への体験留学は、本市の保育園・こども園で進めている幼保小の円滑な接続や非認知能力の育成を意識した教育・保育、さらにはきめ細やかな子育て支援策を全国に発信できる絶好の機会であります。

また、子どもが家族と一緒に男鹿市に滞在することでの地域の活性化や、若い家族の将来的な移住も期待できる取組であると認識しております。

県では人口減少対策を最重要課題として、子育て世帯のAターンを主要な手段として進めていく方針を示しております。

本市ではこれに呼応する形で、新たに保育施設おむつ無償化事業や入学準備助成金支給事業、さらには本市でのリアルな生活を体験できる移住体験住宅の整備に係る事業費を本定例会補正予算に盛り込んでおります。

このような切れ目のない手厚い子育て支援と移住体験を組み込んだ施策は、保育園への体験留学はもとより、子育て世帯の移住の促進に向けた起爆剤として期待できるものであります。

加えて、本市には、都会の子どもたちが興味や関心を膨らませ、豊かな体験ができる自然があり、保護者にとっては、男鹿半島の魅力ある自然や歴史、文化に触れる環境が整っております。

保育園への体験留学を子育て世帯の移住につなげるチャンスと捉え、教育・保育環境が十分に整っている船越こども園を受入れ園として、その導入に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） エネルギー政策について何点か再質問させてください。

まず基本的方針と条例の制定に併せた部分ですけれども、大前提として今回質問させていただいた部分、個人的な部分としては、私、再エネそのものを否定する考えは一切ございません。この10年間、例えば周りを見渡したときに、地球温暖化による自然生態系の様々な変化について、特に本市の一次産業への影響等は年々大きいものだと感じているところであります。

国としても化石燃料等に代わる再生可能エネルギーなどを推進していく上で、国のエネルギー計画、県のエネルギー産業戦略、そして市のエネルギービジョン等が、適宜適切に達成されて、市民の生活環境の向上が果たされるということをエネルギー政策に期待をしているところが大前提であります。

ただ、再エネの推進に当たって、住民の理解増進というものは、やはり重要な部分であろうかと思います。特に生活圏における施設整備では、その地域との信頼を築くということが何より求められていることと存じます。本年３月には、環境アセス法が改正されることについて閣議決定をされたということは、そうした住民の理解増進については、前進する動きだったことだと感じているところであります。

過日、宮城県に足を伸ばしまして、環境省の東北事務所、そして宮城県庁、大崎市の鳴子地区、加美町でお話を伺ってきました。その背景は、まず、国ですとか自治体の再エネ推進の動きと、あるいは事業者、そして地域住民の方々の方向性が、なぜバランスされていないのか、こうした規制条例等々が成立、制定される動きが出てくるのか、反対運動がなぜ起こるのか、そういったもののヒントを得るために伺ってまいりました。

それぞれの方向性といいますか、語弊があるかもしれませんが、ボタンの掛け違いといいますか、それぞれの思いが交錯する中で、そうした様々な動きというものが出てくるんだろうと。地域住民の方々にとっては、異口同音でおっしゃられたことが、自分たちは再エネ事業そのものに反対をしているわけではありませんと。基本的には、その手続論に課題・問題があると思っているという言葉が大きく印象に残ったものであります。

そうした中で、本市における条例制定には、非常に慎重に動かざるを得ないということは、私としても理解をしているところでございますが、今後、合意形成に向かってはどういったお考えの下で進められていくものか、再度その部分について御所見をお聞かせいただければと存じます。

地域経済循環の部分で、洋上風力発電の訓練センター「風と海の学校」に触れられておりました。

本年２月に東京ビッグサイトで世界最大級の再エネの総合展というものが開かれまして、私そこへ視察にうかがってきました。洋上風力関連のフォーラムの中で日本郵

船さんも風と海の学校が展示をされておりまして、セミナーなども開いておりました。そうした中で、非常に多くの方が関心を寄せられていて、用意されていた椅子も満席で座ることができず、会場は大いににぎわっていました。

訓練センターの広報・PRだけではなくて、秋田県であったり、あるいは船川港、男鹿半島のPRも大きくしていただいたりして、そういった部分も含めて強く印象に残ったものであります。

そうした部分で、国も県も市も、そして日本郵船さんなども含めた事業者が、この男鹿という地域の中で再エネを推進されているということを、しっかりと住民に対しても理解増進ですとか、そういった部分の意識醸成といいますか、空気感をつくっていくような市のこれからの大きな方向性を再度確認をさせてください。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） では、お答えいたします。

2点ございました。

まず一つは、再エネの導入に関して、今後、関係者間の合意形成をどのように図っていくかということに関しての基本的な認識だったかと思います。

この件に関しましては、やはり関係者といえは、やはり市行政のほかに地元であれば市民の方、あるいは事業者の方、そして導入を検討されている県内外の事業者の方と、利害関係者は様々ございますけれども、その中でも市内の市民の方に限って申しましても、再エネの導入に関しては、様々意見をお持ちだというのが実情だと思います。一方では導入を積極的に推進すべきという意見もあれば、また、いやいや慎重に構えるべきではないかと、そういったところでは理解、あるいは積極的、消極的という点での違いというのも、また濃淡様々あるものだというふうに思っております。

そうした状況を考えますと、やはり我々としましては、まずはその事業計画の計画段階でしっかりコミュニケーションを取って始めるという、その起点が大事であろうと思っております。ある程度、限られたところでお話が進んでからということではなく、やはり事業が立ち上がるその時点で導入がなされるべきか否かというところを、課題をまずは整理すると。そうした点から考えますと、まず個別の案件、そうしたところが検討されている時点で、我々としてもしっかりそれを把握して、地域とコ

コミュニケーションがなされるべきであるというところを明確に事業者伝えていくということが大事だろうと思っております。

その上で、答弁でもございましたけれども、男鹿市の場合は、やはり強い規制として自然公園法の規制もありますし、他方では森林法ですとか農地関連の法律ですとか諸法がございます。そういったものを重ね合わせたものというのが、我々、日々事業計画に対して是非を申し上げるときの、まあ法的なその照会があれば回答をすると、そういった手続になりますけれども、そうした諸法での狙い、あるいは諸法での課題、これをしっかりと我々のほうで整理してお伝えして、議論の場に貼ると。そして、住民の方と、また、事業者の方と、そこで議論がしっかりとされるように、我々としてそういった場づくりをしたりしていく、整理をしていくということが大事であろうと思っております。

いずれにしても、まずはコミュニケーション、これに尽きると思います。ゾーニングの条例ですとか、そうしたところの仕組みづくりは研究の余地がありまして、我々としても引き続きしますけれども、それをつくってもなお、例えば他県の例を申し上げれば、ゾーニングをした上で話合いが成立すれば規制を解除するとか、そうしたのもございます。ですので、最後はやはり利害関係者、住民の方ですとか関係者間でのコミュニケーションに尽きるということだと思います。こういった考えで我々としても引き続き合意形成、こういったところに丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

またもう一つ、住民の理解増進の機会ということで、風と海の学校の取組についての言及がございました。

こちらについては、私たちもまだまだ発信不足だなというところは痛感しております。昨年の開校以来、事業者においては、積極的に地域の会合ですとか機会を捉えて御発言を求められておりまして、私どもとしても御案内をしたり、場を設けたりということに取り組んでまいりました。そういった中で、地域住民、我々男鹿市の中の方に、より取組を知っていただく機会として、昨年であれば様々視察の御案内でしたり、クルーズ船が入港したときに関連の情報として学校サイドのほうにも提供したりと、そうした取組もしてまいりましたけれども、今後も市内外を問わず、県外にもですね、こういった取組が全国的にも希有な例であるということは事業者からも我々強

く、市の協力に対する感謝とともに伺っております。学校と民間セクターと地元の自治体が組んで、しかも今、実際に教育がなされているその教育の現場で、こうした取組がなされている事例というのは、全国で見てもここしかない、そうしたありがたいお言葉もいただいておりますので、その強みをですね、魅力を全国に発信して、そして、またそこを目がけて、例えば男鹿海洋高校への進学を考える生徒さんが生まれてくるとかですね、そうした波及も含めて私たちとしては見据えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○2番（古仲清尚議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 2番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

○2番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日13日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時15分 散 会